



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月29日(金) 号外(第8号)

## 目次

	ページ
訓令 ○群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令(総務課)	2

訓令

群馬県訓令甲第三号

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県知事 山本 一太

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令

群馬県事務専決規程(昭和四十三年群馬県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「スポーツ局長」の下に「、福祉局長」を加える。  
別表第三第一号の表地域創生部の部文化財保護課の項第一号中(八)を(九)とし、(五)から(七)までを(六)から(八)までとし、同号(四)の次に次のように加える。

(五) 第二十二條の八第三項(第三十六條の二第三項及び第四十二條の三において準用する場合を含む。)の規定により、現状変更に関し必要な指導、助言又は勧告すること。

別表第三第一号の表生活こども部の部県民活動支援・広聴課の項及び消費生活課の項を削り、同部私学・子育て支援課の項中「私学・子育て支援課」を「こども・子育て支援課」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項の次に次のように加える。

私学・青少年課	<p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第四条第一項(第三十四條第二項において準用する場合を含む。)(の規定により、私立学校の設置廃止(高等学校の課程等の設置廃止を除く。))を認可すること。</p> <p>(二) 第三十條第一項の規定により、私立の専修学校の設置廃止(課程の設置廃止を除く。))を認可すること。</p> <p>二 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三十一條第一項(第六十四條第五項において準用する場合を含む。)(の規定により、学校法人又は法人の寄附行為を認可すること。</p> <p>(二) 第五十條第二項(第六十四條第五項において準用する場合を含む。)(の規定により、学校法人又は法人の解散を認可し、又は認定すること。</p> <p>(三) 第五十二條第二項(第六十四條第五項において準用する場合を含む。)(の規定により、学校法人又は法人の合併を認可すること。</p>
---------	---

別表第三第一号の表生活こども部の部児童福祉・青少年課の項中「児童福祉・青少年課」を「児童福祉課」に改め、同項の次に次のように加える。

県民活動支援・広聴課	<p>一 行政不服審査法に基づく次の事務(情報公開及び個人情報保護に係るものに限る。)</p> <p>(一) 第二十五條第二項の規定により、執行停止をすること。</p> <p>(二) 第二十六條の規定により、執行停止の取消しをすること。</p> <p>二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく次の事務</p> <p>(一) 第五條(第十一條第四項において準用する場合を含む。)(の規定により、公益認定をすること。</p> <p>(二) 第二十五條第一項の規定により、合併による地位の承継を認可すること。</p> <p>(三) 第二十八條第一項の規定により、公益法人に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。</p> <p>(四) 第二十八條第三項の規定により、同条第一項の勧告に係る措置をとらなかつた公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(五) 第二十九條第一項の規定により、公益認定を取り消すこと。</p> <p>三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく次の事務</p> <p>(一) 第四十四條の規定により、公益社団法人又は公益財団法人への移行を認定すること。</p> <p>(二) 第四十五條の規定により、通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行を認可すること。</p> <p>(三) 第二十五條第一項の規定により、公益目的支出計画の変更を認可すること。</p> <p>(四) 第二十九條第二項の規定により、同条第一項の勧告に係る措置をとらなかつた移行法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(五) 第三十一條第一項の規定により、第四十五條の認可を取り消すこと。</p> <p>四 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第十三條第三項又は第四十三條第一項若しくは第二項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。</p>
消費生活課	<p>一 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第十二條の二第三項において準用する保険業法(平成七年法律第五号)第三十七條第一項の規定により、共済代理店に対し、共済契約の募集の停止を命ずること。</p> <p>(二) 第五十條の十三の規定により、共済事業を行う組合に対し、共済計理人の解任を命ずること。</p> <p>(三) 第五十八條の規定により、組合の設立を認可すること。</p>

- 四 第六十二条第二項の規定により、組合の解散を認可すること。
- 五 第六十九条の規定により、組合の合併を認可すること。
- 六 第九十四条の二第二項の規定により、共済事業を行う組合に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすること(課長専決事項を除く。)
- 七 第九十四条の二第四項の規定により、共済事業を行う組合の共済事業規約の認可を取り消すこと。
- 八 第九十四条の二第五項の規定により、共済を営む事業を行う組合に対し、業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、又は共済事業規約等の認可を取り消すこと。
- 九 第九十五条第二項の規定により、組合に対し、役員解任を命じ、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 十 第九十五条第三項の規定により、組合の解散を命ずること。
- 十一 第九十六条第一項の規定により、総会の議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。
- 十二 特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)第四十二条の規定により知事が行うこととされた特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)に基づく次の事務
  - (一) 第八条第一項の規定により、販売業者又は役員提供事業者に対し、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。
  - (二) 第八条の二第一項の規定により、訪問販売に関する業務を制限することが相当と認められる者に対し、第八条第一項の規定により停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)
  - (三) 第十五条第一項の規定により、販売業者若しくは役員提供事業者に対し、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。
  - (四) 第十五条の二第一項の規定により、通信販売に関する業務を制限することが相当と認められる者に対し、第十五条第一項の規定により停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)
  - (五) 第二十三条第一項の規定により、販売業者若しくは役員提供事業者に対し、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。
  - (六) 第二十三条の二第一項の規定により、電話勧誘販売に関する業務を制限することが相当と認められる者に対し、第二十三条第一項の規定により停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)
  - (七) 第三十九条第一項の規定により、統括者、勧誘者又は連鎖販売業者を行う者に対し、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い、若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。

- 八 第三十九条の二第二項から第三項までの規定により、連鎖販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者に対し、第三十九条第一項から第三項までの規定により停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)
- 九 第四十七条第一項の規定により、役員提供事業者又は販売業者に対し、特定継続的役員提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。
- 十 第四十七条の二第一項の規定により、特定継続的役員提供に関する業務を制限することが相当と認められる者に対し、第四十七条第一項の規定により停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)
- 十一 第五十七条第一項の規定により、業務提供誘引販売業者を行う者に対し、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。
- 十二 第五十七条の二第一項の規定により、業務提供誘引販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者に対し、第五十七条第一項の規定により停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)
- 十三 第五十八条の十三の規定により、訪問購入に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。
- 十四 第五十八条の十三の二第一項の規定により、訪問購入に関する業務を制限することが相当と認められる者に対し、第五十八条の十三第一項の規定により停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)
- 十五 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令(平成五年政令第十九号)第八条第一項の規定により知事が行うこととされたゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十三号)に基づく次の事務
  - (一) 第十一条第一項の規定により、会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。

別表第三第一号の表健康福祉部の部健康福祉課の項を削り、同部感染症・がん疾病対策課の項中「感染症・がん疾病対策課」を「感染症・疾病対策課」に改め、同項第一号(一)中「第三十三条」の下に「(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(二)中「第三十八条第九項」を「第三十八条第十項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」に改め、「第二種感染症指定医療機関」の下に「第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関」を加え、同号に次のように加える。

(二) 第四十四条の四の二第一項(第四十四条の八において準用する場合を含む。)

及び第五十一条の二第一項の規定により、他の都道府県知事に対し、医師、看護師その他の医療従事者の確保に係る応援を求めること。

- 四 第四十四条の四の二第二項(第四十四条の八において準用する場合を含む。)、第四十四条の四の二第三項(第四十四条の八において準用する場合を含む。)、第五十一条の二第二項及び第三項の規定により、厚生労働大臣に対し、医療担当従事者の確保に係る他の都道府県知事による応援に関する調整を行うよう求めること。
- 五 第四十四条の五第二項(第四十四条の八において準用する場合を含む。)&及び第五十一条の四第二項の規定により、厚生労働大臣に対し、感染症のまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整を行うよう要請すること。
- 六 第六十三条の三第一項及び第二項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)&の規定により、感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整を行うこと。

別表第三第一号の表健康福祉部の部障害政策課の項を削り、同部国保課の項中「国保課」を「国保医療課」に改め、第二号及び第三号を削り、同部食品・生活衛生課の項の次に次のように加える。

障害政策課	地域福祉課
一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)に基づく次の事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第十九条の九第一項の規定により、指定病院の指定を取り消すこと。</li> <li>(二) 第三十三条の六第六項の規定により、精神科病院の指定を取り消すこと。</li> <li>(三) 第三十八条の七第四項の規定により、精神科病院の管理者に</li> </ul>	一 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)に基づく次の事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第十六条第三項の規定により、認定生活困窮者就労訓練事業の認定を取り消すこと。</li> <li>二 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)に基づく次の事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第九条の規定により、指定養成機関等の指定を取り消すこと。</li> </ul> </li> <li>三 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)に基づく次の事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第七条の規定により、指定養成施設等の指定を取り消すこと。</li> </ul> </li> <li>四 未帰還者に関する特別措置法施行令(昭和三十四年政令第五十一号)第一条の二の規定により知事が行うこととされた未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)に基づく次の事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第二条第一項の規定により、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の失せよう宣告の請求をすること。</li> </ul> </li> <li>五 地方自治法に基づく次の事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 附則第十条の規定により、未帰還者の死亡認定及び死亡の公報を行うこと。</li> </ul> </li> </ul>

対し、精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずること。

四 第三十八条の七第五項の規定により、同条第四項の規定による命令をした旨を公示すること。

五 第四十条の六第三項の規定により、精神科病院の管理者に対し、精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずること。

六 第四十条の六第四項の規定により、同条第三項の規定による命令をした旨を公示すること。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に基づく次の事務
 (一) 第六十八条第一項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第三第一号の表農政部の部農政課の項第一号を次のように改める。

- 一 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)に基づく次の事務
 (一) 第三条第一項の規定により、農用地土壤汚染対策地域を指定すること。
 (二) 第四条第一項の規定により、対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除すること。
 (三) 第五条第一項の規定により、農用地土壤汚染対策計画を定めること。
 (四) 第六条第一項の規定により、対策計画を変更すること。
 (五) 第八条第一項の規定により、特別地区を指定すること。
 (六) 第九条第一項の規定により、特別地区の区域若しくは指定農作物等の範囲を変更し、又は特別地区の指定を解除すること。

別表第三第一号の表農政部の部農政課の項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 獣医療法(平成四年法律第四十六号)に基づく次の事務
 (一) 第十一条第一項の規定により、獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定めること。

別表第三第一号の表農政部の部農業構造政策課の項に次の一号を加える。

- 九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)に基づく次の事務

- (一) 第六十条の規定により、農業協同組合の設立を認可すること。
- (二) 第六十三条第二項の規定により、農業協同組合の設立の認可を取り消すこと。
- (三) 第六十四条第二項の規定により、農業協同組合の解散を認可すること。
- (四) 第六十五条第二項の規定により、農業協同組合の合併を認可すること。
- (五) 第九十四条の二第二項の規定により、信用事業又は共済事業を行う農業協同組合に対し、定款等の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすること。
- (六) 第九十五条第二項の規定により、農業協同組合又は農事組合法人に対し、業

務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずること。  
 (七) 第九十五条第三項の規定により、農業協同組合の信用事業規程等の承認を取り消すこと。  
 (八) 第九十五条の二の規定により、農業協同組合又は農事組合法人の解散を命ずること。

別表第三第一号の表農政部の部技術支援課の項及び蚕糸園芸課の項を削り、同部農業構造政策課の項の次に次のように加える。

米麦畜産課	<p>一 農産物検査法施行令(平成七年政令第三百五十七号)第五条第一項の規定により知事が行うこととされた農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第十七条第二項の規定により、登録検査機関の登録をすること。</p> <p>(二) 第二十三条の規定により、登録検査機関に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(三) 第二十四条第一項から第三項までの規定により、登録検査機関の登録を取り消すこと。</p> <p>(四) 第二十四条第二項の規定により、登録検査機関の業務停止命令をすること。</p> <p>(五) 第三十二条第一項の規定により、聴聞を行うこと。</p> <p>二 群馬県農漁業災害対策特別措置条例(昭和三十五年群馬県条例第十九号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第二条の規定により、指定災害を指定すること。</p> <p>(二) 第三条の規定により、必要な助成措置等を定めること。</p>
野菜花き課	<p>一 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第七条第五項に規定する協同農業普及事業の実施に関する方針を定め、又はこれを変更すること。</p> <p>二 農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第二百二十二条第二項の規定により、群馬県農業共済保険審査会に諮問すること。</p>

別表第三第一号の表農政部の部畜産課の項を削る。

別表第三第三号の表総務部の部消防保安課の項第十四号中「第十四条第一項」を

「第十九条第一項」に改め、同号(一)中「第四十六条第一項」を「第一百七十一条第一項」に改め、同号(一)中「第四十七条の二第一項」を「第一百七十三条第一項」に改め、同号(一)中「第四十七条の二第二項」を「第六十一条」の下に「(第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。)」を加え、「県指定重要文化財の」を削り、同号(二)中「第四十二条」を「第二十二條の四第四項(第三十六条の二第三項及び第四十二条の三において準用する場合を含む。)、第三十三条及び第四十二条」に改め、同号

(七)及び(八)中「第四十二条」を「第三十三条及び第四十二条」に改め、同号中(五)とし、(五)を(七)とし、その次に次のように加える。

(六) 第三十六条の五の規定により、県登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、記録の公開に必要なる指導又は助言をすること。

(七) 第三十六条の六の規定により、県登録無形民俗文化財の保存に当たるとを適当と認める者に対し、保存のために必要な指導又は助言をすること。

別表第三第三号の表地域創生部の部文化財保護課の項第三号中(五)を(六)とし、(六)を(七)とし、(七)を(八)とし、その次に次のように加える。

(六) 第二十八条の五の規定により、県登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては公開に關して、県登録無形文化財の記録の所有者に対しては記録の公開に關して、必要な指導又は助言をすること。

(七) 第二十八条の六の規定により、県登録無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たるとを適当と認める者に対し、保存のために必要な指導又は助言をすること。

別表第三第三号の表地域創生部の部文化財保護課の項第三号(八)の次に次のように加える。

(八) 第二十二條の四第三項(第三十六条の二第三項において準用する場合を含む。)(九)の規定により、市町村その他の法人を管理団体に指定すること。

(十) 第二十二條の九の規定により、県登録有形文化財の所有者又は管理団体に對し、県登録有形文化財の公開及び管理に關し、必要な指導又は助言をすること。

(十一) 第二十二條の十(第四十二條の三において準用する場合を含む。)(九)の規定により、所有者、管理責任者又は管理団体に對し、現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めること。

別表第三第三号の表生活こども部の部生活こども課の項中第二号から第六号までを削り、同部県民活動支援・広聴課の項及び消費生活課の項を削り、同部私学・子育て支援課の項中「私学・子育て支援課」を「こども・子育て支援課」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同項中第四号を第一号とし、第五号から第十号までを三号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

私学・青少年課

一 学校教育法に基づく次の事務

(一) 第四条第一項(第三十三、三十四、三十五条において準用する場合を含む。)(九)の規定により、私立学校の設置廃止(高等学校の課程等の設置廃止に限る。)、設置者の変更その他政令で定める事項を認可すること。

(二) 第三十条第一項の規定により、私立の専修学校の設置廃止(課程の設置廃止に限る。)、設置者の変更及び目的の変更を認可すること。

(三) 第三十六条第一項及び第二項の規定により、私立の専修学

二 校又は各種学校設置の認可を申請すべき旨の勧告をし、又は無認可のものに対し教育の停止を命ずること。

(一) 私立学校法に基づく次の事務  
 第四十五条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、学校法人又は法人の寄附行為の変更を認可すること。

(二) 第六十一条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、学校法人又は法人に対し、収益を目的とする事業の停止を命ずること。

三 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)に基づく次の事務  
 第十四条第三項ただし書の規定により、監査報告書の添付の省略を許可すること。

四 子ども・子育て支援法に基づく次の事務  
 (一) 第五十六条第一項の規定により、特定教育・保育提供者に対し報告等を命じ、特定教育・保育提供者等に対し出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)

(二) 第五十七条第一項の規定により、特定教育・保育提供者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)

(三) 第五十七条第二項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかつた旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(四) 第五十七条第三項及び第四項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。

五 群馬県青少年健全育成条例(平成十九年群馬県条例第十九号)に基づく次の事務  
 (一) 第十一条の規定により、優良興行及び優良図書等を推奨すること。

(二) 第十三条第二項及び第三項(第十四条第二項、第十六条第二項及び第二十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、有害興行、有害図書類、有害がん具類及び有害広告物を指定し、並びにその旨を公示し、又は第十三条第六項(第十四条第二項、第十六条第二項及び第二十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、その指定を取り消すこと。

(三) 第十五条第三項及び第四項の規定により、有害図書類の陳列方法の改善、有害図書類に関する表示の方法の変更その他必要な措置を勧告し、及び勧告に従わないときに当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(四) 第二十三条第一項の規定により、図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者に有害図書類又は有害がん具類の除去を命ずること。

(五) 第二十四条第一項及び第二項の規定により、図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者に有害図書類又は有害がん具類を収納した自動販売機等の撤去を命ずること。

(六) 第二十六条第四項の規定により、有害宣伝文書を青少年に対して頒布し、又は戸別に頒布した者に対し、違反行為の中止を命ずること。

別表第三第三号の表生活こども部の部児童福祉・青少年課の項中「児童福祉・青少年課」を「児童福祉課」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四 児童福祉法に基づく次の事務

(七) 第二十七条第五項の規定により、有害広告物の広告主又は管理者に対し、広告物の除去又は内容の変更その他必要な措置を命ずること。  
 (八) 第五十条第一項に規定する立入調査を行う職員を指定すること。

(一) 第二十一条の五の十五第一項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を行うこと。

(二) 第二十一条の五の十六第一項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の更新を行うこと。

(三) 第二十一条の五の二十第一項又は第二項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に係る障害児通所支援事業所の名称等の変更又はその事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受け付けること。

(四) 第二十一条の五の二十二第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者等に対し、報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)

(五) 第二十一条の五の二十二第二項において準用する同条第一項の規定により、指定発達支援医療機関の設置者等に対し、報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)

(六) 第二十一条の五の二十三第一項の規定により、指定障害児事業者等に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)

(七) 第二十一条の五の二十三第二項の規定により、勧告を受けた指定障害児事業者等がその勧告に従わなかつた旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(八) 第二十一条の五の二十三第三項及び第四項の規定により、勧告を受けた指定障害児事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。

(九) 第二十一条の五の二十四第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

(十) 第二十一条の五の二十五の規定により、公示すること。

(四) 第二十一条の五の二十六第二項又は第三項の規定による指定障害児事業者等からの業務管理体制の整備に関する届出又は届出事項の変更の届出を受け付けること。

- (五) 第二十一条の五の二十七第一項の規定により、指定障害児事業者等に対し、業務管理体制の整備に必要と認める事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (六) 第二十一条の五の二十八第一項の規定により、業務管理体制の整備に関する届出をした指定障害児事業者等に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (七) 第二十一条の五の二十八第二項の規定により、勧告を受けた指定障害児事業者等がその勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (八) 第二十一条の五の二十八第三項及び第四項の規定により、勧告を受けた指定障害児事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。
- (九) 第二十四条の二第二項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費を支給すること。
- (十) 第二十四条の三第十項又は第十一項の規定により、指定障害児入所施設等に対し、障害児入所給付費を支払い、又は障害児入所給付費の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託すること。
- (十一) 第二十四条の六第一項の規定により、入所給付決定保護者に対し、高額障害児入所給付費を支給すること。
- (十二) 第二十四条の七第一項の規定により、入所給付決定保護者に対し、特定入所障害児食費等給付費を支給すること。
- (十三) 第二十四条の九第一項の規定による指定障害児入所施設の指定を行うこと。
- (十四) 第二十四条の十第一項の規定による指定障害児入所施設の指定の更新を行うこと。
- (十五) 第二十四条の十三第三項の規定による指定障害児入所施設の設置者の住所等の変更の届出を受け付けること。
- (十六) 第二十四条の十四の規定による指定障害児入所施設の指定の辞退を受け付けること。
- (十七) 第二十四条の十五第一項の規定により、指定障害児入所施設等の設置者等に対し、報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十八) 第二十四条の十六第一項の規定により、指定障害児入所施設等の設置者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十九) 第二十四条の十六第二項の規定により、勧告を受けた指定障害児入所施設等の設置者がその勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

- (二十) 第二十四条の十六第三項及び第四項の規定により、勧告を受けた指定障害児入所施設等の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。
- (二十一) 第二十四条の十七の規定により、指定障害児入所施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (二十二) 第二十四条の十八の規定により、公示すること。
- (二十三) 第二十四条の十九第一項の規定により、指定障害児入所施設等に関し必要な情報の提供を行い、その利用に関する相談に応じ、及び助言を行うこと。
- (二十四) 第二十四条の十九の二において準用する第二十一条の五の二十六第二項又は第三項の規定による指定障害児入所施設等の設置者からの業務管理体制の整備に関する届出又は届出事項の変更の届出を受け付けること。
- (二十五) 第二十四条の十九の二において準用する第二十一条の五の二十七第一項の規定により、指定障害児入所施設等の設置者に対し、業務管理体制の整備に必要と認める事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十六) 第二十四条の十九の二において準用する第二十一条の五の二十八第一項の規定により、業務管理体制の整備に関する届出をした指定障害児入所施設等の設置者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十七) 第二十四条の十九の二において準用する第二十一条の五の二十八第二項の規定により、勧告を受けた指定障害児入所施設等の設置者がその勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十八) 第二十四条の十九の二において準用する第二十一条の五の二十八第三項及び第四項の規定により、勧告を受けた指定障害児入所施設等の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。
- (二十九) 第二十四条の二十第一項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所医療費を支給すること。
- (三十) 第二十四条の二十第三項の規定により、障害児入所医療費を入所給付決定保護者に代わり、指定障害児入所施設等に支払うこと。
- (三十一) 第二十四条の二十一において準用する第十九条の二十第一項又は第四項の規定により、障害児入所医療費の額を決定し、又は障害児入所医療費の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険団体連合会に委託すること。
- (三十二) 第二十四条の三十八第二項又は第三項の規定による指定障害児相談支援事業者からの業務管理体制の整備に関する届出又は届出事項の変更の届出を受け付けること。
- (三十三) 第二十四条の三十九第一項の規定により、指定障害児相談支援事業者に対し、

業務管理体制の整備に関して必要と認める事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)

第二十四条の四十第一項の規定により、指定障害児相談支援事業者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)

第二十四条の四十第二項の規定により、勧告を受けた指定障害児相談支援事業者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること(他課の所管に属するものを除く。)

第二十四条の四十第三項及び第四項の規定により、勧告を受けた指定障害児相談支援事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。

第三十五条第四項の規定により、児童福祉施設の設置を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)

第三十五条第十二項の規定により、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること(他課の所管に係るものを除く。)

第四十六条第一項の規定により、児童福祉施設の設置者等に対し、必要な報告を求め、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくは施設に立入検査をさせること(他課の所管に係るものを除く。)

第四十六条第三項の規定により、児童福祉施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は必要な改善を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)

第四十六条第四項の規定により、児童福祉施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)

第四十七条第一項ただし書の規定により、児童福祉施設入所児童の縁組の代諾を許可すること(他課の所管に係るものを除く。)

第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第百三条の規定により、審査請求人若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師等に診断その他の調査をさせること。

第五十七条の二第三項により、偽りその他不正の手段により障害児入所給付費等の支給を受けた者からその障害児入所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収すること。

第五十七条の二第五項の規定により、偽りその他不正の行為により障害児入所給付費等の支給を受けた指定障害児入所施設等から、その額を返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせること。

第五十七条の三第三項の規定により、障害児の保護者等に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させること(他課の所管に係るものを除く。)

第五十七条の三の三第一項の規定により、障害児通所給付費等の支給に係る障害児の保護者等に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させること(他課の所管に係るものを除く。)

第五十七条の三の三第四項の規定により、障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行った者等に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させること(他課の所管に係るものを除く。)

第五十七条の四第三項の規定により、官公署又は銀行等に対し、障害児の保護者等の世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、必要な文書の提供等を求めること。

第五十八条第一項の規定により、児童福祉施設の認可を取り消すこと(他課の所管に係るものを除く。)

第五十九条第一項の規定により、無認可児童福祉施設の設置者又は管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員をして、事務所等に立入検査をさせること(他課の所管に係るものを除く。)

第五十九条第五項の規定により、事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)

別表第三第三号の表生活こども部の部児童福祉課の項中第十五号を第十八号とし、第十四号の次に次の三号を加える。

十五 児童福祉法施行令に基づく次の事務  
(一) 第三十八条の規定により、当該職員に児童福祉施設の实地検査を行わせること(他課の所管に係るものを除く。)

十六 児童福祉法施行規則に基づく次の事務  
(一) 第三十七条第六項の規定による児童福祉施設の建物その他設備の規模及び構造、運営の方法並びに経営の責任者等の変更の届出を受け付けること。

十七 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和三年法律第八十一号)に基づく次の事務  
(一) 第十四条第一項の規定による医療的ケア児支援センターの指定を行うこと。  
(二) 第十六条第一項の規定により、医療的ケア児支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該医療的ケア児支援センターの事業所若しくは事務所立ち入らせ、調査若しくは質問をさせること。

(三) 第十七条の規定により、改善のために必要な措置をとるべきことを命ずること。

四 第十八条の規定により、医療的ケア児支援センターの指定を取り消すこと。  
別表第三第三号の表生活こども部の部児童福祉課の項の次に次のように加える。

別表第三第三号の表生活こども部の部児童福祉課の項の次に次のように加える。



県民  
生活  
支  
援  
活  
動  
課

一 広聴に関する次の事務

(一) 広聴活動に伴う県民からの意見要望に対し回答を行うこと。  
行政不服審査法に基づく次の事務(情報公開及び個人情報保護に係るものに限る。)

(一) 第二十三条の規定により、審査請求書の補正を命じること。  
(二) 第五十一条第二項及び第四項の規定により、裁決の送達をし、及び裁決書の謄本の送付をすること。

三 群馬県情報公開条例に基づく次の事務

(一) 第二十六条の規定により、群馬県公文書開示審査会に諮問すること。

(二) 第二十七条の規定により、諮問をした旨を通知すること。  
(三) 第三十七条の規定により、公文書の目録等を一般の利用に供すること。  
(四) 第三十九条の規定により、公文書の開示等についての実施状況をとりまとめ、公表すること。

四 個人情報の保護に関する次の事務

(一) 個人情報の保護に関する法律(以下この号において「法」という。)(第六十八条第一項の規定により、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号)第四十三条に規定する保有個人情報の漏えい等の事案が発生したときに、個人情報保護委員会に当該事態の報告をすること。  
(二) 法第七十五条第一項の規定により、個人情報ファイル簿を公表すること。  
(三) 群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例第三条第一項の規定により、個人情報保有事務登録簿を一般の閲覧に供すること。

(四) 法第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定により、群馬県個人情報保護審査会に諮問をすること。  
(五) 法第五十五条第三項において準用する同条第二項の規定により、諮問をした旨を通知すること。  
(六) 法百十一条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案の募集を行い、当該提案を受け付けること。

(七) 群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則(令和五年群馬県規則第二十三号)第二十六条の規定により、運用状況をとりまとめ、公表すること。  
宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)に基づく次の事務

(一) 第十四条第一項の規定により、宗教法人の規則の認証又は不認証に関する決定をすること。  
(二) 第二十八条第一項の規定により、宗教法人の規則の変更の認証に関する決定をすること。  
(三) 第三十九条第一項の規定により、宗教法人の合併の認証に関する決定をすること。  
(四) 第四十六条第一項の規定により、宗教法人の任意解散の認証に関する決定をすること。  
(五) 第七十八条の二第一項及び第二項の規定により、宗教法人審議会

の意見を聞き、宗教法人に対し報告を求め、又は当該職務

員に宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に対し質問させること。

(六) 第八十条第一項の規定により、宗教法人の認証を取り消すこと。

六 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく次の事務

(一) 第八条(第二十五条第四項において準用する場合を含む。)(の規定により、許認可等行政機関等の意見を聴くこと。)

(二) 第十条(第二十五条第四項において準用する場合を含む。)(の規定により、公益認定をした旨を公示すること。  
(三) 第十二条第二項(第二十五条第四項において準用する場合を含む。)(の規定により、変更前の行政庁から事務の引継ぎを受けること。  
(四) 第十三条第一項の規定により、名称等の変更の届出を受け付けること。  
(五) 第十三条第二項の規定により、同条第一項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があつた旨を公示すること。  
(六) 第二十二条第一項の規定により、財産目録等の提出を受け付けること。  
(七) 第二十二條第二項及び第三項の規定により、公益法人から提出を受けた財産目録等について閲覧又は謄写をさせること。  
(八) 第二十四条第一項の規定により、合併等の届出を受け付けること。  
(九) 第二十四条第二項の規定により、同条第一項の規定による届出があつた旨を公示すること。  
(十) 第二十六条第一項から第三項までの規定により、解散の届出等を受け付けること。  
(十一) 第二十六条第四項の規定により、同条第一項又は第三項の規定による届出があつた旨を公示すること。  
(十二) 第二十七条第一項の規定により、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。  
(十三) 第二十八条第二項の規定により、同条第一項の勧告の内容を公表すること。  
(十四) 第二十八条第四項の規定により、同条第三項の規定による命令をした旨を公示すること。  
(十五) 第二十八条第五項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)(の規定により、許認可等行政機関等の意見を聴くこと。  
(十六) 第二十九条第四項の規定により、同条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消した旨を公示すること。  
(十七) 第二十九条第六項の規定により、公益法人の名称の変更の登記を嘱託すること。  
(十八) 第三十条第四項の規定により、認定取消法人等に対し、贈与に係る契約が成立した旨を通知すること。  
(十九) 第五十一条において準用する第四十三条(第二項を除く。)(

- の規定により、群馬県公益認定等審議会に諮問すること。
- (甲) 第五十三条第一項の規定により、群馬県公益認定等審議会に対し、第六十条の規定による指示があつた旨を通知すること。
- (乙) 第五十三条第二項において準用する第四十五条(第三項第三号及び第五号を除く。)の規定により、群馬県公益認定等審議会に対し、届出に係る書類等の写しを送付し、許認可等行政機関が述べた意見を通知し、又は申請に対する処分等を行った旨を通知すること。
- (丙) 第五十六条の規定により、官庁等に照会し、又は協力を求めること。
- (丁) 第五十七条の規定により、公益法人に関する情報を迅速に提供できるように必要な措置を講ずること。
- 七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく次の事務
  - (一) 第二百四十四条第一項において準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第八十条の規定により、許認可等行政機関等の意見を聴くこと。
  - (二) 第二百四十四条第二項又は第二百二十条第四項の規定により、旧主務官庁の意見を聴くこと。
  - (三) 第二百五条の規定により、旧主務官庁に対し、第二百三十一条第一項の申請書の提出を受けた旨等を知ること。
  - (四) 第二百八条第一項の規定により、第二百六条第二項の規定による届出があつた旨を公示すること。
  - (五) 第二百八条第二項の規定により、旧主務官庁から事務の引継ぎを受けること。
  - (六) 第二百九条第一項(第三百三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、第四十四条の規定を取り消すこと。
  - (七) 第二百九条第二項(第三百三十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、旧主務官庁に対し、第二百九条第一項の規定により第四十四条の規定を取り消した旨を通知すること。
  - (八) 第二百九条第三項において準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第四項の規定により、第二百九条第一項の規定による第四十四条の規定を取り消した旨を公示すること。
  - (九) 第二百二十条第五項の規定により、旧主務官庁に対し、同条第一項の申請書の提出を受けた旨等を知ること。
  - (十) 第二百二十三条第二項の規定により、移行法人を監督すること。
  - (十一) 第二百二十四条の規定により、公益目的支出計画の実施が完了したことを確認すること。
  - (十二) 第二百二十五条第三項の規定により、名称等の変更等をした旨の届出を受け付けること。
  - (十三) 第二百二十六条第一項の規定により、合併をした旨の届出を受け付けること。
  - (十四) 第二百二十六条第三項の規定により、認可行政庁に係る協議を行うこと。
  - (十五) 第二百二十六条第六項及び第三百三十二条第二項の規定により、

消費生活課	
一 消費生活協同組合法に基づく次の事務 (一) 第十條第三項ただし書の規定により、共済事業を行う組合が他の事業を行うことを認可すること。	第二百二十四条の確認を受けたものとみなされた旨の届出を受け付けること。 (六) 支出計画実施報告書の提出を受け付けること。 (七) 支出計画第四項の規定により、移行法人から提出を受けた公益目的支出計画実施報告書について閲覧又は謄写をさせること。 (八) 第二百二十八条第一項の規定により、移行法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告を求め、又は職員に、当該移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。 (九) 第二百二十九条第一項の規定により、移行法人に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。 (十) 第二百三十条の規定により、残余財産の帰属に係る承認をすること。 (十一) 第二百三十八条第二項において準用する第二百三十三条第二項、第三項(第三号を除く。)の規定により、群馬県公益認定等審議会に諮問すること。 (十二) 第二百四十条において準用する第二百三十五条(第二項第四号を除く。)の規定により、群馬県公益認定等審議会に対し、届出に係る書類の写し等を送付し、及び群馬県公益認定等審議会に諮問しないで第四十四条の規定の申請に対する処分等を行った旨を通知すること。 八 特定非営利活動促進法に基づく次の事務 (一) 第十二条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立を認証すること。 (二) 第二十五条第三項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証をすること。 (三) 第三十一条第二項に規定する特定非営利活動法人の解散の認定をすること。 (四) 第三十二条第二項に規定する特定非営利活動法人の残余財産の譲渡の認証をすること。 (五) 第三十四条第三項に規定する特定非営利活動法人の合併の認定をすること。 (六) 第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をすること。 (七) 第五十一条第二項に規定する認定特定非営利活動法人の有効期間の更新をすること。 (八) 第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の特例認定をすること。 (九) 第六十三条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の合併の認定をすること。 (十) 第六十七条第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の認定を取り消すこと。

- (一) 第十二条第四項第二号及び第三号並びに第六項の規定により、組合員以外の者にその事業を利用させることを許可し、又は組合に対し同項各号に掲げる措置をとるべきことを命ずること。
- (二) 第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百五条の規定により、共済代理店に対し、その業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に事務所立ち入らせ、検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- (三) 第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百六条の規定により、共済代理店に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (四) 第三十条の二第二項(第三十条の九第五項及び第七十三条において準用する場合を含む。)の規定により、役員、代表理事又は清算人が欠けた場合において、一時役員、代表理事又は清算人の職務を行うべき者を選任すること。
- (五) 第四十条第四項の規定により、組合の定款の変更を認可すること。
- (六) 第四十条第五項の規定により、共済事業規約の設定、変更又は廃止を認可すること。
- (七) 第四十条第六項の規定により、貸付事業規約の設定、変更又は廃止を認可すること。
- (八) 第五十条の九第一項ただし書及び第二項ただし書の規定により、価格変動準備金の不積立て又は取崩しの認可を行うこと。
- (九) 第五十条の十二第三項の規定により、共済計理人に対し、同条第二項の意見書の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めること。
- (十) 第五十三条の四第三項及び第五十三条の五の規定により、共済事業を行う組合に対し、契約条件の変更の申出を承認し、又は共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずること。
- (十一) 第五十三条の十第一項及び第三項の規定により、共済調査人を選任し、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させ、又は当該調査人を解任すること。
- (十二) 第五十三条の十第四項において準用する民事再生法(平成十一年法律第二百五号)第六十一条第一項の規定により、共済調査人の報酬を定めること。
- (十三) 第五十三条の十三第一項の規定により、契約条件の変更の承認をすること。
- (十四) 第五十三条の十七第二項ただし書(第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。)の規定により、共済事業兼業組合若しくはその子会社又は共済事業専業組合若しくはその子会社の議決権取得又は保有の承認をすること。
- (十五) 第六十三条第三項において準用する第五十八条の規定により、解散組合の継続を認可すること。
- (十六) 第八十九条第二項の規定により、解散を命じた組合の解散の登記を嘱託すること。
- (十七) 第九十三条の規定により、組合からその業務又は会計の状況に關し報告を徴すること。
- (十八) 第九十三条の規定により、組合員、役員、使用人、事業

- (十九) 第九十三条の三第一項及び第二項の規定により、共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者に対し、当該組合の業務又は会計の状況に關し報告又は資料の提出を求めること。
- (二十) 第九十四条第一項及び第二項の規定により、組合の業務又は会計の状況を検査すること。
- (二十一) 第九十四条第三項及び第五項の規定により、共済事業を行う組合又はその子会社等若しくは当該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査すること。
- (二十二) 第九十四条第四項の規定により、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査すること。
- (二十三) 第九十四条の二第一項の規定により、共済事業を行う組合に対し、定款等の変更又は業務執行の方法の変更を命ずること。
- (二十四) 第九十四条の二第二項の規定により、共済事業を行う組合に対し、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずること。
- (二十五) 第九十五条第一項の規定により、法令等に違反した組合に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- (二十六) 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)に基づく次の事務
  - (一) 第二百二十四条第一項第十号の規定により、消費生活協同組合法第五十三条の十七第二項の適用除外の承認を行うこと。
  - (二) 第二百四十八条第三項の規定により、決算関係書類の提出の延期を承認すること。
- (二十七) 不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成二十一年政令第二百十八号)第二十三条第一項の規定により知事が行うこととされた不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十三号)に基づく次の事務(食品・生活衛生課の所管に係るものを除く。
  - (一) 第七条第一項の規定により、事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に關連する公示その他必要な事項を命ずること。
  - (二) 第七条第二項の規定により、事業者に対し、期間を定めて、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。
  - (三) 第二十九条第一項の規定により、事業者に対し、業務若しくは財産に關して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は職員に事業所等への立入検査を行わせ、若しくは関係者に質問させること。
- (二十八) 国民生活安定緊急措置法施行令(昭和四十九年政令第四号)第四十条の規定により知事が行うこととされた国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十号)に基づく次の事務
  - (一) 第六条第二項の規定により、指定物資の小売業を行う者に対し、標準価格又は販売価格を一般消費者の見やすいように表示すべきことを指示すること。
  - (二) 第七条第一項の規定により、指定物資を販売する者に対し、

標準価格又は標準価格を基準とし妥当と認められる価格以下の価格でその指定物資を販売すべきことを指示すること。

(二) 第三十条第一項の規定により、指定物資を販売する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又は職員にこれらの者の営業所等への立入検査を行わせ、若しくは関係者に質問させること。

五 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令(昭和四十八年政令第二百号)第二条の規定により知事が行うこととされた生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)に基づく次の事務

(一) 第四条第一項の規定により、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきことを指示すること。

(二) 第四条第二項の規定により、同条第一項の指示に従わなかつた者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきことを命ずること。

(三) 第四条第四項及び第五項の規定により、同条第二項の規定による売渡命令に係る当事者間の協議の裁定を行い、その旨を当事者に通知すること。

四 第五条第一項の規定により、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は職員にこれらの者の事務所等への立入検査を行わせ、若しくは関係者に質問させること。

(五) 第五条第二項の規定により、職員に特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所への立入検査を行わせ、又は関係者に質問させること。

六 群馬県消費生活条例(平成十八年群馬県条例第十一号)に基づく次の事務

(一) 第十条の規定により、事業者に対して安全を確保するために必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告すること。

(二) 第十七条第二項の規定により、事業者に対し、資料の提出を求めること。

(三) 第十七条第三項の規定により、事業者に対し、不当な取引方法の改善を指導し、又は勧告すること。

四 第二十条第一項の規定により、生活関連物資を特定生活関連物資として指定すること。

(五) 第二十条第二項の規定により、同条第一項の規定による指定を解除すること。

(六) 第二十一条の規定により、特定生活関連物資の生産、輸入又は販売を行う事業者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、適正な価格で売渡しをすべきことを勧告すること。

(七) 第二十三条の規定により、必要な情報を県民に提供すること。

(八) 第二十六条第一項の規定により、消費者苦情の申出に対し、速やかにその内容を調査し、必要な措置を講ずること。

(九) 第二十六条第二項の規定により、事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めること。

(十) 第二十八条第二項の規定により、群馬県消費者苦情処理委員

会の意見を聴き、貸し付けた資金の一部の返還を免除すること。

(二) 第二十九条第二項の規定により、申出に対し、必要な調査を行い、適当な措置を講ずること。

(三) 第三十条第一項の規定により、事業者に対し、その業務に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に、事業者の事務所等に立ち入り、帳簿等を調査させ、若しくは関係者に質問させること。

(四) 第三十一条第一項の規定により、勧告に従わない旨等を公表すること。

七 群馬県消費生活条例施行規則(昭和五十一年群馬県規則第六十号)に基づく次の事務

(一) 第十二条第一項の規定により、貸付金の貸付けの決定を取り消すこと。

(二) 第十二条第三項ただし書の規定により、貸付金の利息の支払を免除すること。

(三) 第十三条第二項の規定により、貸付金の返還を猶予すること。

四 第十七条の規定により、訴訟の経過及び結果並びに貸付金の使用状況について、借受者に報告を求めること。

八 家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九十号)第四条第一項の規定により知事が行うこととされた家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四百号)に基づく次の事務

(一) 第四条第一項の規定により、販売業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。

九 割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)第三十五条第一項から第三項までの規定により知事が行うこととされた割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)に基づく次の事務

(一) 第四十条の規定により、割賦販売を業とする者等に対し、その営業に関し報告をさせること。

(二) 第四十一条の規定により、職員に許可割賦販売者等の営業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させること。

十 特定商取引に関する法律施行令第四十二条第一項の規定により知事が行うこととされた特定商取引に関する法律に基づく次の事務

(一) 第七条の規定により、販売業者又は役員提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

(二) 第十四条の規定により、販売業者又は役員提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

(三) 第二十二条の規定により、販売業者又は役員提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

四 第三十八条の規定により、統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

(五) 第四十六条の規定により、役員提供事業者又は販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

(六) 第五十六条の規定により、業務提供誘引販売業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

(七) 第五十八条の十二の規定により、購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

(八) 第六十六条第一項の規定により、販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、連鎖販売業を行う者若しくは業務提供誘引販売業を行う者に対し報告をさせ、又は職員に、販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者若しくは連鎖販売業を行う者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること。

十一 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第八条第一項の規定により知事が行うこととされたゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律に基づく次の事務

(一) 第十条の規定により、会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示すること。

(二) 第十七条第一項の規定により、会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し報告を求め、又は職員に、会員制事業者若しくは会員契約代行者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること。

十二 群馬県消費生活センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和四十六年群馬県規則第二号)に基づく次の事務

(一) 第二条第二項の規定により、業務を行わない日を変更し、又は臨時に業務を行わない日定めること。

(二) 第三条第二項の規定により、開所時間を変更すること。

十三 消費者安全法施行令(平成二十一年政令第二百二十号)第十条第一項の規定により知事が行うことができる事務とされた消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)に基づく次の事務

(一) 第四十五条第一項の規定により、事業者に対し、必要な報告を求め、職員に、当該事業者の事務所等に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は当該事業者の供給する物品を集取させること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部健康福祉課の項、監査指導課の項及び介護高齢課の項を削り、同部感染症・がん疾病対策課の項「感染症・がん疾病対策課」を「感染症・疾病対策課」に改め、同項第一号(一)中「第十二条第三項」の下に「(第十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同号(一)中「第十三条第四項」の下に「(第十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同号(二)中「第十四条第五項」を「第十四条第六項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」に改め、同号(四)を同号(三)とし、同号(五)を削り、同号(六)中「第十四条の二第七項」の下に「(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(六)を同号(四)とし、その次に次のように加える。

(五) 第十五条第十四項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)

の規定により、第十五条第一項の規定により実施された質問等の結果を、電磁的方法により他の都道府県知事等に通報すること。

(六) 第十五条第十六項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)、第十六条の三第十項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)

む。)、第二十六条の三第八項(第四十四条の九第一項及び第五十条第二項において準用する場合を含む。)、第二十六条の四第八項(第四十四条の九第一項及び第五十条第三項において準用する場合を含む。)、及び第四十四条の十一第八項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)

の規定により、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部感染症・疾病対策課の項第一号(七)を次のように改める。

(七) 第十六条第二項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)

の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること及び第十六条第三項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)

の規定により、市町村長に対し、情報を提供すること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部感染症・疾病対策課の項第一号(五)を同号(三)とし、同号(四)中「第四十三条第二項」の下に「(第四十四条の九第一項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(五)を同号(三)とし、その次に次のように加える。

(三) 第四十四条の三第十一項(第四十四条の九第一項及び第五十条の二第四項において準用する場合を含む。)

の規定により、必要な宿泊施設を確保すること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部感染症・疾病対策課の項第一号(五)を削り、同号(四)中「第四十条第三項」の下に「(第四十四条の九第一項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(五)を同号(三)とし、その次に次のように加える。

(五) 第四十条第五項(第四十四条の九第一項、第五十条の三第二項において準用する場合を含む。)

の規定により、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会及び国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会等の意見を聴取すること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部感染症・疾病対策課の項第一号(十)及び(十一)を削り、同号(九)中「第二十五条第四項」の下に「(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(九)を同号(十)とし、その次に次のように加える。

(十) 第三十六条の三第一項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)

の規定により、医療機関の管理者と医療措置協定を締結すること。

(十一) 第三十六条の三第三項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)

の規定により、医療審議会の意見を聴くこと。

(十二) 第三十六条の六第一項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)

の規定により、病原体等の検査を行っている機関等と検査等措置協定を締結すること。

- (四) 第三十六条の八第四項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定により、必要な援助を行うこと。
  - (五) 第三十六条の九第一項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定により、流行初期医療確保措置を行うこと。
  - (六) 第三十六条の九第四項(第三十六条の二十四第二項及び第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定により、国税滞納処分の例により処分すること。
  - (七) 第三十六条の二十四第一項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定により、医療機関に対し、流行初期医療の確保に要する費用の全部又は一部の返還を命ずること。
  - (八) 別表第三号の表健康福祉部の部感染症・疾病対策課の項第一号(八中「第二十四条第五項」の下に「(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(八)を同号(九)とし、同号(七)の次に次のように加える。
  - (九) 第十六条の二第一項(第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定により、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師等に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求めること。
  - (十) 別表第三号の表健康福祉部の部感染症・疾病対策課の項第七号を削り、同部健康長寿社会づくり推進課の項に次の一号を加える。
- 四 がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)に基づく次の事務**
- (一) 第六条第一項の規定によるがんに関する届出対象情報を受け付けること。
  - (二) 第六条第二項の規定により、届出対象情報の届出を行う診療所を指定すること。
  - (三) 第六条第五項の規定により、届出対象情報の届出を行う診療所の指定を取り消すこと。
  - (四) 第七条第一項の規定により、病院の管理者に対し期限を定めて届出対象情報の届出をするよう勧告すること。
  - (五) 第八条第一項の規定により、届出対象情報の審査及び整理を行い、整理情報を厚生労働大臣に提出すること。
  - (六) 第十条第二項の規定により、厚生労働省の通知に係る調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告すること。
  - (七) 第十一条第三項の規定により、死亡者情報票を審査し、厚生労働大臣に提出すること。
  - (八) 第十六条の規定により、市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めること。
  - (九) 第十八条第一項の規定により、がん情報等を提供すること。

- (十) 第十九条第一項の規定により、市町村の長等へがん情報を提供すること。
  - (十一) 第二十条の規定により、病院等の管理者にがん情報を提供すること。
  - (十二) 第二十一条第八項及び第九項の規定により、がんに係る調査研究を行う者ががん情報等の提供を行うこと。
  - (十三) 第二十二条第一項の規定により、がんデータベースを整備すること。
  - (十四) 第二十三条第三項の規定により、がん情報について匿名化を行い、又は消去すること。
  - (十五) 第三十六条から第三十八条までの規定により、情報の提供を受けた者に対し報告の徴収、助言、勧告及び命令をすること。
  - (十六) 別表第三号の表健康福祉部の部障害政策課の項を削り、同部国保援護課の項中「国保援護課」を「国保医療課」に改め、同項第三号から第二十号までを削り、同部食品・生活衛生課の項第三十一号中「蚕糸園芸課」を「米麦畜産課」に改め、同項に次の一号を加える。
- 三十八 愛玩動物看護師養成所指定規則(令和三年農林水産省・環境省令第七号)に基づく次の事務**
- (一) 第三条第一項の規定により、愛玩動物看護師養成所の学則の変更(修業年限、教育課程及び入所定員に関する)に限る。その他省令に定める事項の変更を承認すること。
  - (二) 第三条第三項の規定により、愛玩動物看護師養成所の設置者の氏名及び住所の変更その他省令に定める事項の変更に係る届出を受け付けること。
  - (三) 第五条の規定により、愛玩動物看護師養成所から報告を受け付けること。
  - (四) 第六条第一項の規定により、愛玩動物看護師養成所に対し、報告を求めること。
  - (五) 第六条第二項の規定により、愛玩動物看護師養成所に対し、必要な指示を行うこと。
  - (六) 第七条の規定により、愛玩動物看護師養成所の指定を取り消すこと。
  - (七) 第八条の規定により、愛玩動物看護師養成所の指定の取消しに係る申請書を受け付けること。
  - (八) 附則第四条第一項の規定において準用する第六条第一項の規定により、養成所に対し、報告を求めること。
  - (九) 附則第四条第一項の規定において準用する第七条の規定により、養成所の指定を取り消すこと。
  - (十) 附則第四条第一項の規定において準用する第八条の規定により、養成所の指定の取消しに係る申請書を受け付けること。
  - (十一) 附則第四条第二項において準用する第三条第一項の規定により、養成所の学則の変更(修業年限、教育課程及び入所定員に関する)に限る。その他省令に定める事項の変更を承認すること。

- (五) 附則第四条第二項において準用する第三条第三項の規定により、養成所の設置者の氏名及び住所の変更その他省令に定める事項の変更に係る届出を受け付けること。
  - (六) 附則第四条第二項において準用する第五条の規定により、養成所から報告を受け付けること。
  - (七) 附則第四条第二項において準用する第六条第一項の規定により、養成所に対し、報告を求めること。
  - (八) 附則第四条第二項において準用する第六条第二項の規定により、養成所に対し、必要な指示を行うこと。
  - (九) 附則第四条第二項において準用する第七条の規定により、養成所の指定を取り消すこと。
  - (十) 附則第四条第二項において準用する第八条の規定により、養成所の指定の取消しに係る申請書を受け付けること。
- 別表第三号の表健康福祉部の部食品・生活衛生課の項の次に次のように加える。

地域福祉課

- 一 社会福祉法に基づく次の事務
- (一) 第三十二条の規定により、社会福祉法人の定款を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (二) 第四十五条の三第六第三項において準用する第三十二条の規定により、社会福祉法人の定款の変更を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (三) 第四十六条第二項の規定により、社会福祉法人の解散を認可し、又は認定すること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (四) 第五十条第四項において準用する第三十二条の規定により、社会福祉法人の吸収合併を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (五) 第五十四条の六第三項において準用する第三十二条の規定により、社会福祉法人の新設合併を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (六) 第五十五条の二第九項の規定により、社会福祉法人の社会福祉充実計画を承認すること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (七) 第五十五条の三第一項に規定する社会福祉法人の社会福祉充実計画の変更の承認をすること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (八) 第五十五条の四に規定する社会福祉法人の社会福祉充実計画の終了の承認をすること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (九) 第五十六条第一項の規定により、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務及び財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (十) 第五十六条第四項の規定により、社会福祉法人に対し、必要な措置(役員を解職を除く。)をとるべき旨を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)

- (十一) 第五十六条第五項の規定により、同条第四項の規定による勧告に従わない旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十二) 第五十六条第六項の規定により、同条第四項の規定による勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十三) 第五十六条第七項の規定により、社会福祉法人に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解職を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十四) 第五十六条第九項の規定により、職員を指定し、弁明の機会を与えること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十五) 第五十七条の規定により、社会福祉法人に対し、その行う公益事業又は収益事業の停止を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十六) 第五十八条第二項の規定により、社会福祉法人に対し、事業若しくは会計の状況に関し報告を徴し、予算について必要な変更をすべき旨を勧告し、又は法令等に違反した役員を解職すべき旨を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十七) 第五十八条第三項の規定により、社会福祉法人に対し、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十八) 第五十八条第四項において準用する第五十六条第九項の規定により、職員を指定し、弁明の機会を与えること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十九) 第六十二条第五項の規定により、社会福祉施設の設置を許可すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十) 第六十三条第三項において準用する第六十二条第五項の規定により、社会福祉施設について、建物その他の設備の規模及び構造その他の事項の変更を許可すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十一) 第六十七条第五項において準用する第六十二条第五項の規定により、施設を必要としない第一種社会福祉事業の経営を許可すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十二) 第七十条の規定により、社会福祉事業を営業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員に、施設等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十三) 第七十一条の規定により、社会福祉事業を営業者に対し、その者の社会福祉施設が第六十五条第一項の基準に適合するために必要な措置をとるべき旨を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十四) 第七十二条の規定により、社会福祉事業を営業者に対し、社会福祉事業を営業者を制限し、その停止を命じ、又は許可を取り消すこと(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十五) 第二百二十七条の規定により、一般社団法人の社会福祉連携推進認定をすること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十六) 第三百三十九条第二項の規定により、社会福祉連携推進法人の

- 定款の変更を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (四) 第四十条に規定する社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更の認定をすること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (五) 第四十二条に規定する社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可をすること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (六) 第四十四条において読み替えて準用する第五十六条第一項の規定により、社会福祉連携推進法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に、社会福祉連携推進法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務及び財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (七) 第四十四条において読み替えて準用する第五十六条第四項の規定により、社会福祉連携推進法人に対し、必要な措置(役員等の解職を除く。)をとるべき旨を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (八) 第四十四条において読み替えて準用する第五十六条第五項の規定により、第四十四条において読み替えて準用する第五十六条第四項の規定による勧告に従わない旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (九) 第四十四条において読み替えて準用する第五十六条第六項の規定により、第四十四条において読み替えて準用する第五十六条第四項の規定による措置をとるべき旨を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (十) 第四十四条において読み替えて準用する第五十六条第七項の規定により、社会福祉連携推進法人に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員等の解職を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (十一) 第四十四条において読み替えて準用する第五十六条第九項の規定により、職員を指定し、弁明の機会を与えること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (十二) 第四十五条第一項の規定により、社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進認定を取り消すこと(他課の所管に係るものを除く。)
- 二 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)に基づく次の事務**
- (一) 第四十一条第二項の規定により、社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の設置を認可すること。
  - (二) 第四十一条第五項の規定により、社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の名称及び種類その他の事項の変更を認可すること。
  - (三) 第四十二条の規定により、社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の休止又は廃止の時期を認可すること。
  - (四) 第四十四条第一項の規定により、保護施設の管理者に対して、業務若しくは会計の状況その他の事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設への立入検査を行わせること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (五) 第四十五条第一項の規定により、市町村に対し、その保護施設の設備若しくは運営の改善又はその事業の停止を命ずること。

- (六) 第四十五条第二項の規定により、社会福祉法人又は日本赤十字社に対し、その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は第四十一条第二項の認可を取り消すこと。
  - (七) 第四十六条第三項の規定により、管理規程の変更を命ずること。
  - (八) 第四十九条の規定により、医療を担当させる機関を指定すること。
  - (九) 第五十一条第二項(第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、医療機関等の指定を取り消し、又はその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
  - (十) 第五十三条第一項(第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により、指定医療機関等の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定すること。
  - (十一) 第五十四条第一項(第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により、指定医療機関等若しくはその開設者であった者等に対し、必要と認める事項の報告若しくは診療録等の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関等の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関等の設備若しくは診療録等を实地検査させること。
  - (十二) 第五十四条の二第一項の規定により、介護を担当させる機関を指定すること。
  - (十三) 第五十五条第一項の規定により、助産機関及び施術機関を指定すること。
  - (十四) 第七十九条の規定により、保護施設の設置者に対し、交付した補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずること。
  - (十五) 第八十三条の二の規定により、第五十一条第二項の規定による指定医療機関の指定の取消し又は効力の停止をした場合において、厚生労働大臣に対し、その事実を通知すること。
- 三 群馬県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行規則(昭和四十四年群馬県規則第四十三号)に基づく次の事務**
- (一) 第四条第三項の規定により、市町村長に対し、行旅病人等の救護等の費用の限度外支弁を承認すること。
- 四 民生委員法に基づく次の事務(他課の所管に係るものを除く。)**
- (一) 第五条第一項の規定により、民生委員を推薦すること。
  - (二) 第七条第一項又は第二項の規定により、民生委員の再推薦を命じ、又は再推薦すること。
  - (三) 第十一条第一項の規定により、民生委員の解職を具申すること。
  - (四) 第十八条の規定により、民生委員の指導訓練を実施すること。
- 五 生活困窮者自立支援法に基づく次の事務**
- (一) 第十六条第二項の規定により、生活困窮者就労訓練事業の認定をすること。
  - (二) 第二十一条第二項の規定により、認定生活困窮者就労訓練事



業を行う者又は行つていた者に対し、報告を求めること。  
〔第二十一条第三項に規定する職員の身分を示す証明書を交付すること。〕

六 社会福祉法施行令に基づく次の事務

〔一〕 第四条の規定により、養成機関又は講習会を指定すること。  
〔二〕 社会福祉士及び介護福祉士法施行令に基づく次の事務

〔一〕 第三条の規定により、養成施設を指定すること。  
〔二〕 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)に基づく次の事務

〔一〕 第二十三条の二第二項の規定による介護技術講習実施届出書を受け付けること。  
〔二〕 第二十三条の二第三項の規定による介護技術講習実施届出書の内容の変更の届出を受け付けること。  
〔三〕 第二十三条の二第四項の規定による報告書を受け付けること。

九 群馬県介護福祉士修学資金貸与条例(平成五年群馬県条例第十八号)に基づく次の事務

〔一〕 第六条第一項又は第二項の規定により、修学資金の貸与契約を解除し、又は修学資金の貸与を停止すること。  
〔二〕 第七条第一項の規定により、修学資金の返還の債務を免除すること。  
〔三〕 第十条又は第十一条第一項の規定により、修学資金の返還の債務の履行を猶予すること。

十 未帰還者留守家族等援護法施行令(昭和二十八年政令第二百一十一号)第四条第二項及び第三項の規定により知事が行うこととされた未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)に基づく次の事務

〔一〕 第五条第一項の規定により、留守家族手当を支給すること。  
〔二〕 第十三条の規定により、留守家族手当を支給しないこと。  
〔三〕 第十六条第一項の規定により、葬祭料を支給すること。  
〔四〕 第十七条第一項の規定により、遺骨引取経費を支給すること。

十一 未帰還者に関する特別措置法施行令第二条の規定により知事が行うこととされた未帰還者に関する特別措置法に基づく次の事務

〔一〕 第三条第一項の規定により、未帰還者の遺族に対し、弔慰料を支給すること。

十二 引揚者給付金等支給法施行令(昭和三十三年政令第一百二十二号)第九条の規定により知事が行うこととされた引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第九号)に基づく次の事務

〔一〕 第三条の規定により、引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利を認定すること。  
〔二〕 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百二十六号)第三条の規定により知事が行うこととされた引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第一百四十四号)に基づく次の事務

〔一〕 第三条第二項の規定により、特別交付金を受ける権利を認定すること。

十四 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令(昭和二十七年政令第四百四十三号)第十二条の規定により知事が行うこととされた戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)に基づく次の事務  
〔一〕 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給付金及び弔慰金に關する請求書の受付並びにそれらを受ける権利の裁定に必要な調査をすること。

十五 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令(昭和四十年政令第八十三号)第三条の規定により知事が行うこととされた戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)に基づく次の事務

〔一〕 第四条の規定により、特別弔慰金を受ける権利を裁定すること。  
十六 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令に基づく次の事務  
〔一〕 第一条第三項及び第四項の規定により、証明書を交付すること。

十七 戦傷病者特別援護法施行令(昭和三十八年政令第三百五十八号)第十三条又は附則第八条の規定により知事が行うこととされた戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)に基づく次の事務

〔一〕 第四条の規定により、戦傷病者手帳を交付すること。  
〔二〕 第五条の規定により、戦傷病者手帳の記載事項を訂正すること。  
〔三〕 第六条の規定により、戦傷病者手帳の返還を受け、又は返還を命ずること。  
〔四〕 第十条の規定により、戦傷病者に対し、必要な療養の給付を行い、又は給付内容の変更を承認すること。  
〔五〕 第十二条に規定する指定医療機関を指定すること。  
〔六〕 第十三条第二項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)(規定により、指定医療機関又は指定自立支援医療機関が療養を行うことについて指導すること。  
〔七〕 第十六条第一項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)(規定により、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は職員に診療録等の実地検査を行わせること。  
〔八〕 第十六条第二項の規定により、指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めること。  
〔九〕 第十七条第一項及び第三項(第二十条第五項において準用する場合を含む。)(規定により、療養費の支給をし、又は療養を行った者等に対し報告を求め、診療録等の提示を命じ若しくは職員に質問させること。  
〔十〕 第十八条第一項の規定により、療養手当を支給すること。  
〔十一〕 第十九条第一項及び第二項の規定により、葬祭費又は葬祭に要した費用に相当する金額を支給すること。  
〔十二〕 第二十条第一項及び第四項の規定により、更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給を行うこと。  
〔十三〕 第二十一条第一項及び第四項の規定により、戦傷病者に対し、補装具の支給若しくは修理を行い、又は補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給すること。

<p>監査指</p> <p>一 社会福祉法に基づく次の事務</p> <p>(一) 第五十六条第一項の規定により、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務及び</p>	<p>(四) 第二十四条の規定により、戦傷病者等に対し報告を求め、又は戦傷病者に医師の診断を受けるべきことを命ずること。</p> <p>十八 戦傷病者特別援護法施行規則(昭和三十八年厚生省令第四十六号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第四条の規定により、戦傷病者手帳を再交付すること。</p> <p>十九 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令(昭和三十八年政令第二百五号)第三条の規定により知事が行うこととされた戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三条第二項の規定により、特別給付金を受ける権利を裁定すること。</p> <p>二十 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令に基づく次の事務</p> <p>(一) 第一条第三項又は第四項の規定により、証明書を交付すること。</p> <p>二十一 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令(昭和四十一年政令第二百二十七号)第四条の規定により知事が行うこととされた戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三条第二項の規定により、特別給付金を受ける権利を裁定すること。</p> <p>二十二 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令に基づく次の事務</p> <p>(一) 第二条第三項又は第四項の規定により、証明書を交付すること。</p> <p>二十三 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令(昭和四十二年政令第八十八号)第三条の規定により知事が行うこととされた戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第四条の規定により、特別給付金を受ける権利を裁定すること。</p> <p>二十四 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令に基づく次の事務</p> <p>(一) 第一条第三項又は第四項の規定により、証明書を交付すること。</p> <p>二十五 戦傷病者特別援護法に基づく次の事務</p> <p>(一) 第二十三条第一項の規定により、戦傷病者乗車券引換証を交付すること。</p> <p>二十六 地方自治法に基づく次の事務</p> <p>(一) 附則第十条第一項の規定により、軍歴証明書を交付すること。</p> <p>二十七 その他次の事務</p> <p>(一) 戦没者及び旧軍人軍属の叙位、叙勲に関する申達及び伝達を行うこと。</p>
--	--

<p>(五) 社会福祉法に基づく次の事務</p> <p>(一) 第五十六条第一項の規定により、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務及び</p>	<p>財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(一) 第五十六条第四項の規定により、社会福祉法人に対し、必要な措置(役員を除く。)をとるべき旨を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(二) 第五十六条第五項の規定により、同条第四項の規定による勧告に従わない旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>四 第七十条の規定により、社会福祉事業を営業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員に、施設等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(五) 第四十四条において読み替えて準用する第五十六条第一項の規定により、社会福祉連携推進法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に、社会福祉連携推進法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務及び財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(六) 第四十四条において読み替えて準用する第五十六条第四項の規定により、社会福祉連携推進法人に対し、必要な措置(役員を除く。)をとるべき旨を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(七) 第四十四条において読み替えて準用する第五十六条第五項の規定により、第四十四条において読み替えて準用する第五十六条第四項の規定による勧告に従わない旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>二 生活保護法に基づく次の事務</p> <p>(一) 第四十四条第一項の規定により、保護施設の管理者に対し、業務若しくは会計の状況その他の事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設への立入検査を行わせること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>三 児童福祉法に基づく次の事務</p> <p>(一) 第二十一条の五の二十二第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者等に対し、報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(二) 第二十一条の五の二十三第一項の規定により、指定障害児事業者等に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>四 第二十一条の五の二十三第二項の規定により、指定障害児事業者等に対するその勧告に従わなかつた旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(五) 第二十一条の五の二十七第一項の規定により、指定障害児事業者等に対し、業務管理体制の整備に関し必要と認める事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)</p>
---	--

- (六) 第二十一条の五の二十八第一項の規定により、業務管理体制の整備に関する届出をした指定障害児事業者等に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (七) 第二十一条の五の二十八第二項の規定により、勧告を受けた指定障害児事業者等がその勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (八) 第二十四条の十五第一項の規定により、指定障害児入所施設等の設置者等に対し、報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (九) 第二十四条の十六第一項の規定により、指定障害児入所施設等の設置者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十) 第二十四条の十六第二項の規定により、勧告を受けた指定障害児入所施設等の設置者がその勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十一) 第二十四条の十九の二において準用する第二十一条の五の二十七第一項の規定により、指定障害児入所施設等の設置者に対し、業務管理体制の整備に関する事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十二) 第二十四条の十九の二において準用する第二十一条の五の二十八第二項の規定により、勧告を受けた指定障害児入所施設等の設置者がその勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十三) 第二十四条の十九の二において準用する第二十一条の五の二十八第二項の規定により、勧告を受けた指定障害児入所施設等の設置者がその勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十四) 第二十四条の三十九第一項の規定により、指定障害児相談支援事業者に対し、業務管理体制の整備に関する事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十五) 第二十四条の四十第一項の規定により、業務管理体制の整備に関する届出をした指定障害児相談支援事業者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十六) 第二十四条の四十第二項の規定により、勧告を受けた指定障害児相談支援事業者がその勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十七) 第四十六条第一項の規定により、児童福祉施設の設置者等に対し、必要な報告を求め、又は職員に対して質問させ、若しくは施設に立入検査をさせること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十八) 第四十六条第三項の規定により、児童福祉施設の設置者に対し、必要な改善を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十九) 第五十七条の三第三項の規定により、障害児の保護者等に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させること(他課の所管に係るものを除く。)

- (二十) 第五十七条の三の三第一項の規定により、障害児通所給付費等の支給に係る障害児の保護者等に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十一) 第五十七条の三の三第四項の規定により、障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行った者等に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十二) 第五十九条第一項の規定により、無認可児童福祉施設の設置者又は管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員をして、事務所等に立入検査をさせること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十三) 第五十九条第三項の規定により、無認可児童福祉施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十四) 第五十九条第四項の規定により、勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十五) 第三十八条の規定により、職員に児童福祉施設の実地検査を行わせること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十六) 第三十八年法律第百三十三号)に基づく次の事  
  - (一) 第十八条第一項の規定により、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員に対して質問させ、若しくは施設等に立入検査をさせること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (二) 第十八条第二項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくは施設に立入検査をさせること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十七) 第二十四条第一項の規定により、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、報告等を命じ、又は職員に質問させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十八) 第二十四条第二項の規定により、介護給付等を受けた被保険者等に対し、介護給付等対象サービスの内容に関し、報告等を命じ、又は職員に質問させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十九) 第七十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者等に対し、報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (三十) 第七十六条の二第二項の規定により、指定居宅サービス事業者等に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (三十一) 第七十六条の二第二項の規定により、勧告に従わない旨を公



<p>事業者等に対し、必要と認める事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(三) 第五十一条の二十八第一項の規定により、指定一般相談支援事業者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(四) 第五十一条の二十八第三項の規定により、勧告を受けた指定一般相談支援事業者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(五) 第五十一条の三十二第一項の規定により、指定相談支援事業者に対し、業務管理体制の整備に関し、必要と認める事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(六) 第五十一条の三十三第一項の規定により、業務管理体制の整備に関する届出をした指定相談支援事業者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(七) 第五十一条の三十三第二項の規定により、勧告を受けた指定相談支援事業者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>八 医療法に基づく次の事務</p> <p>(一) 第二十五条第一項の規定により、病院、診療所又は助産所の開設者等に対し報告を命じ、又は当該職員による病院等への立入検査を実施すること(他課の所管に係るもの及び保健福祉事務所長委任に係るものを除く。)</p> <p>(二) 第二十五条第二項の規定により、病院、診療所又は助産所の開設者等に対する物件の提出を命ずること(他課の所管に係るもの及び保健福祉事務所長委任に係るものを除く。)</p> <p>九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律に基づく次の事務</p> <p>(一) 第十九条第一項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者等に対し、必要な報告を求め、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくは施設に立入検査をさせること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(二) 第二十条の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者に対し、必要な改善を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>十 子ども・子育て支援法に基づく次の事務</p> <p>(一) 第五十六条第一項の規定により、特定教育・保育提供者に対し、業務管理体制の整備に関し、必要と認める事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(二) 第五十七条第一項の規定により、業務管理体制の整備に関する届出をした特定教育・保育提供者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(三) 第五十七条第二項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかつた旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)</p>
---

介護高齢課

<p>一 社会福祉法に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三十二条の規定により、社会福祉法人の定款を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(二) 第四十五条の三十六第三項において準用する第三十二条の規定により、社会福祉法人の定款の変更を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(三) 第四十六条第二項の規定により、社会福祉法人の解散を認可し、又は認定すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(四) 第五十条第四項において準用する第三十二条の規定により、社会福祉法人の吸収合併を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(五) 第五十四条の六第三項において準用する第三十二条の規定により、社会福祉法人の新設合併を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(六) 第五十五条の二第九項の規定により、社会福祉法人の社会福祉充実計画を承認すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(七) 第五十五条の三第一項に規定する社会福祉法人の社会福祉充実計画の変更の承認をすること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(八) 第五十五条の四に規定する社会福祉法人の社会福祉充実計画の終了の承認をすること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(九) 第五十六条第一項の規定により、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務及び財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(十) 第五十六条第四項の規定により、社会福祉法人に対し、必要な措置(役員を除く。)をとるべき旨を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(十一) 第五十六条第五項の規定により、同条第四項の規定による勧告に従わない旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(十二) 第五十六条第六項の規定により、同条第四項の規定による勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(十三) 第五十六条第七項の規定により、社会福祉法人に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解職を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(十四) 第五十六条第九項の規定により、職員を指定し、弁明の機会を与えること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(十五) 第五十七条の規定により、社会福祉法人に対し、その行う公益事業又は収益事業の停止を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)</p> <p>(十六) 第五十八条第二項の規定により、社会福祉法人に対し、事業若しくは会計の状況に関し報告を徴し、予算について必要な変更をすべき旨を勧告し、又は法令等に違反した役員を解職すべき旨を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)</p>
--

- (七) 第五十八条第三項の規定により、社会福祉法人に対し、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)
- (八) 第五十八条第四項において準用する第五十六条第九項の規定により、職員を指定し、弁明の機会を与えること(他課の所管に係るものを除く。)
- (九) 第六十二条第五項の規定により、社会福祉施設の設置を許可すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十) 第六十三条第三項において準用する第六十二条第五項の規定により、社会福祉施設について、建物その他の設備の規模及び構造その他の事項の変更を許可すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十一) 第六十七条第五項において準用する第六十二条第五項の規定により、施設を必要としない第一種社会福祉事業の経営を許可すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十二) 第七十条の規定により、社会福祉事業を営業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員に、施設等を調査させ、その他事業経営の状況を調査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十三) 第七十一条の規定により、社会福祉事業を営業者に対し、その者の社会福祉施設が第六十五条第一項の基準に適合するため必要な措置を採るべき旨を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十四) 第七十二条の規定により、社会福祉事業を営業者に対し、社会福祉事業を営業者を制限し、その停止を命じ、又は許可を取り消すこと(他課の所管に係るものを除く。)
- (十五) 第二百二十七条の規定により、一般社団法人の社会福祉連携推進認定をすること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十六) 第三百三十九条第二項の規定により、社会福祉連携推進法人の定款の変更を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十七) 第四百十条に規定する社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更の認定をすること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十八) 第四百十二条に規定する社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可をすること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十九) 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第一項の規定により、社会福祉連携推進法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に、社会福祉連携推進法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務及び財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十) 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第四項の規定により、社会福祉連携推進法人に対し、必要な措置(役員員の解職を除く。)をとるべき旨を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十一) 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第五項の規定により、第四百四十四条において読み替えて準用する第五

二

- (一) 十六条第四項の規定による勧告に従わない旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二) 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第六項の規定により、第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第四項の規定による勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)
- (三) 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第七項の規定により、社会福祉連携推進法人に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員に解職を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (四) 第四百四十四条において読み替えて準用する第五十六条第九項の規定により、職員を指定し、弁明の機会を与えること(他課の所管に係るものを除く。)
- (五) 第四百四十五条第一項の規定により、社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進認定を取り消すこと(他課の所管に係るものを除く。)
- (六) 老人福祉法に基づく次の事務
  - (一) 第十五条第四項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置を認可すること。
  - (二) 第十六条第三項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加を認可すること。
  - (三) 第十八条第一項の規定により、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくは施設等に立ち入り検査をさせること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (四) 第十八条第二項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくは施設に立ち入り検査をさせること(他課の所管に係るものを除く。)
  - (五) 第十八条の二第一項の規定により、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対し、改善に必要な措置を採るべきことを命ずること。
  - (六) 第十八条の二第二項の規定により、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。
  - (七) 第十九条第一項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者に対し、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は設置の認可を取り消すこと。
  - (八) 第二十九条第一項の規定により、有料老人ホームの設置の届出を受け付けること。
  - (九) 第二十九条第十二項の規定により、同条第十一項の規定により報告された事項を公表すること。
  - (十) 第二十九条第十五項の規定により、有料老人ホームの設置者に対し、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。
  - (十一) 第二十九条第十六項の規定により、有料老人ホームの設置者

三 介護保険法に基づく次の事務

- (一) 第二十四条第一項の規定により、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、報告等を命じ、又は職員に質問させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二) 第二十四条第二項の規定により、介護給付等を受けた被保険者等に対し、介護給付等対象サービスの内容に関し、報告を命じ、又は職員に質問させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (三) 第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定を行うこと。
- (四) 第四十八条第一項第一号の規定により、指定介護老人福祉施設の指定を行うこと。
- (五) 第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定を行うこと。
- (六) 第六十九条の二第一項の規定により、介護支援専門員実務研修受講試験及び介護支援専門員実務研修を行い、登録簿に登録すること。
- (七) 第六十九条の三の規定により、登録の移転を行うこと。
- (八) 第六十九条の四の規定により、登録事項の変更を受け付けること。
- (九) 第六十九条の五の規定により、死亡届等を受け付けること。
- (十) 第六十九条の六の規定により、介護支援専門員の登録を消除すること。
- (十一) 第六十九条の七の規定により、介護支援専門員証の交付等を行うこと。
- (十二) 第六十九条の八第一項の規定により、介護支援専門員証の有効期間を更新すること。
- (十三) 第六十九条の二十七第一項の規定により、指定試験実施機関を指定すること。
- (十四) 第六十九条の二十九の規定により、指定試験実施機関に対し、必要な命令をすること。
- (十五) 第六十九条の三十第一項の規定により、指定試験実施機関に対し、試験事務の状況に関し報告を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは事務所に立ち入り、設備等を検査させること。
- (十六) 第六十九条の三十一第一項の規定により、合格の決定を取り消し、又は介護支援専門員実務研修受講試験を受けることを禁止すること。
- (十七) 第六十九条の三十八第一項の規定により、介護支援専門員に対し、業務について報告を求めること。
- (十八) 第六十九条の三十八第二項の規定により、介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は研修を受けるよう命ずること。
- (十九) 第六十九条の三十八第三項の規定により、介護支援専門員に対し、介護支援専門員として業務を行うことを禁止すること。

- (二十) 第六十九条の三十九の規定により、介護支援専門員の登録を消除すること。
- (二十一) 第七十条の二第四項において準用する第七十条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定を更新すること。
- (二十二) 第七十条の三第一項に規定する特定施設入居者生活介護に係る指定の変更を行うこと。
- (二十三) 第七十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者等に対し、報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十四) 第七十六条の二第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に対し、報告をすること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十五) 第七十六条の二第二項の規定により、報告に従わない旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十六) 第七十六条の二第三項の規定により、報告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (二十七) 第七十六条の二第四項の規定により、同条第三項の規定による命令をした旨を公示すること。
- (二十八) 第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (二十九) 第七十八条の規定により、指定居宅サービス事業者の名称等を公示すること。
- (三十) 第八十六条の二第四項において準用する第八十六条第一項の規定により、指定介護老人福祉施設の指定を更新すること。
- (三十一) 第八十九条の規定により、指定介護老人福祉施設の申請事項に係る変更届を受け付けること。
- (三十二) 第九十条第一項の規定により、指定介護老人福祉施設の開設者等に対し、報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (三十三) 第九十一条の規定により、指定介護老人福祉施設の指定の辞退を受け付けること。
- (三十四) 第九十一条の二第一項の規定により、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例で定める員数の従業者を有し、同条例で定める設備及び運営に関する基準に従って施設の運営をし、又は同条例で定める便宜の提供を適正に行うことを勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (三十五) 第九十一条の二第二項の規定により、勧告に従わない旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (三十六) 第九十一条の二第三項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (三十七) 第九十一条の二第四項の規定により、同条第三項の規定による命令をした旨を公示すること。
- (三十八) 第九十二条第一項の規定により、指定介護老人福祉施設の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (三十九) 第九十三条の規定により、指定介護老人福祉施設の名称等を

- 公示すること。
- 第百九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設を許可すること。
- 第百九十四条第二項の規定により、介護老人保健施設の入所定員等の変更を許可すること。
- 第百九十四条の二第四項において準用する第百九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設の許可を更新すること。
- 第百九十五条第一項の規定により、介護老人保健施設を管理する医師を承認すること。
- 第百九十五条第二項の規定により、医師以外の者に介護老人保健施設を管理させることを承認すること。
- 第百九十八条第一項第四号の規定により、広告事項を許可すること。
- 第百九十九条第一項の規定により、厚生労働省令で定める事項の変更若しくは再開の届出を受け付け、又は第百九十九条第二項の規定により、廃止若しくは休止の届出を受け付けること。
- 第百条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設者等に対し、報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること（他課の所管に係るものを除く。）。
- 第百一条の規定により、介護老人保健施設の開設者に対し、施設等の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずること。
- 第百二条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設者に対し、介護老人保健施設の管理者の変更を命ずること。
- 第百三条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設者に対し、第百九十七条第二項の厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有し、同条例で定める運営に関する基準に適合し、又は同条例で定める便宜の提供を適正に行うことを勧告すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- 第百三条第二項の規定により、勧告に従わない旨を公表すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- 第百三条第三項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は業務の停止を命ずること。
- 第百三条第四項の規定により、同条第三項の規定による命令をした旨を公示すること。
- 第百四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- 第百四条の二の規定により、介護老人保健施設の名称等を公示すること。
- 第百七条第一項の規定により、介護医療院の開設を許可すること。
- 第百七条第二項の規定により、介護医療院の入所定員等の変更を許可すること。
- 第百八条第四項において準用する第百七条第一項の規定により、介護医療院の開設の許可を更新すること。

- 第百九条第一項の規定により、介護医療院を管理する医師を承認すること。
- 第百九条第二項の規定により、医師以外の者に介護医療院を管理させることを承認すること。
- 第百十二条第一項第四号の規定により、広告事項を許可すること。
- 第百十三条第一項の規定により、厚生労働省令で定める事項の変更若しくは再開の届出を受け付け、又は同条第二項の規定により、廃止若しくは休止の届出を受け付けること。
- 第百十四条の二の規定により、介護医療院の開設者等に対し、報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること（他課の所管に係るものを除く。）。
- 第百十四条の三の規定により、介護医療院の開設者に対し、施設等の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずること。
- 第百十四条の四第一項の規定により、介護医療院の開設者に対し、介護医療院の管理者の変更を命ずること。
- 第百十四条の五第一項の規定により、介護医療院の開設者に対し、第百十一条第二項の厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例で定める員数の医師及び介護その他の業務に従事する従業者を有し、同条例で定める運営に関する基準に適合し、又は同条例で定める便宜の提供を適正に行うことを勧告すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- 第百十四条の五第二項の規定により、勧告に従わない旨を公表すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- 第百十四条の五第三項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は業務の停止を命ずること。
- 第百十四条の五第四項の規定により、同条第三項の規定による命令をした旨を公示すること。
- 第百十四条の六第一項の規定により、介護医療院の開設の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- 第百十四条の七の規定により、介護医療院の名称等を公示すること。
- 第百十五条の七第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者等に対し、報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること（他課の所管に係るものを除く。）。
- 第百十五条の八第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者に対し、勧告すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- 第百十五条の八第二項の規定により、勧告に従わない旨を公表すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- 第百十五条の八第三項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 第百十五条の八第四項の規定により、同条第三項の規定による命令をした旨を公示すること。



- (第) 第百十五條の九第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (第) 第百十五條の三十三第一項の規定により、介護サービス事業者等に対し、報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (第) 第百十五條の十の規定により、指定介護予防サービス事業者の名称等を公示すること。
- (第) 第百十五條の十一において読み替えて準用する第七十條の二において準用する第百十五條の二の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定を更新すること。
- (第) 第百十五條の三十四第一項の規定により、介護サービス事業者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (第) 第百十五條の三十四第二項の規定により、勧告に従わない旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (第) 第百十五條の三十四第三項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (第) 第百十五條の三十四第四項の規定により、同条第三項の規定による命令をした旨を公示すること。
- (第) 第百十五條の三十五第三項の規定により、介護サービス事業者に対し、調査を行うこと。
- (第) 第百十五條の三十五第四項の規定により、介護サービス事業者に対し、報告等を命ずること。
- (第) 第百十五條の三十五第六項の規定により、指定居宅サービス事業者又は指定介護老人福祉施設等の指定若しくは許可を取り消し、又は指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (第) 第百四十七條第一項に規定する群馬県財政安定化基金から市町村に対し不足見込額の交付又は貸付けをすること。
- (第) 第百九十七條第三項の規定により、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすること(他課の所管に係るもの及び保健福祉事務所長委任に係るものを除く。)
- (第) 地方自治法施行令第七十四條の四十九の十一の二第二項の規定により読み替えて適用する介護保険法第七十條第一項又は第九十四條第一項の規定により、同意を行うこと。
- 四 事務
  - (一) 第四條第一項第九号の規定により、福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定を行うこと。
  - (二) 第四條第三項の規定により、福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定を取り消すこと。
- 五 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)に基づく次の事務
  - (一) 第百三十條の規定により、別段の申出を受け付けること。
- 六 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十号)に基づく次の事務(サービス付き高齢者向け住宅の運営基準に係るものに限る。)
- (一) 第二十五條第一項の規定により、登録事業者に対し、登録事

	障害政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第百十五條の三十三第一項の規定により、登録事業者に対し、登録事業を第七條第一項各号に掲げる基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示すること。</li> <li>(二) 第二十五條第三項の規定により、登録事業者に対し、是正のために必要な措置をとるべきことを指示すること。</li> </ul>	<p>障害政策課</p> <p>一 社会福祉法に基づく次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第三十二條の規定により、社会福祉法人の定款を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(二) 第四十五條の三十六第三項において準用する第三十二條の規定により、社会福祉法人の定款の変更を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(三) 第四十六條第二項の規定により、社会福祉法人の解散を認可し、又は認定すること(他課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(四) 第五十條第四項において準用する第三十二條の規定により、社会福祉法人の吸収合併を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(五) 第五十四條の六第三項において準用する第三十二條の規定により、社会福祉法人の新設合併を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(六) 第五十五條の二第九項の規定により、社会福祉法人の社会福祉充実計画を承認すること(他課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(七) 第五十五條の三第一項に規定する社会福祉法人の社会福祉充実計画の変更の承認をすること(他課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(八) 第五十五條の四に規定する社会福祉法人の社会福祉充実計画の終了の承認をすること(他課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(九) 第五十六條第一項の規定により、社会福祉法人に対し、社会業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務及び財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること(他課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(十) 第五十六條第四項の規定により、社会福祉法人に対し、必要な措置(役員を解職を命ずること)をとるべき旨を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(十一) 第五十六條第五項の規定により、同条第四項の規定による勧告に従わない旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(十二) 第五十六條第六項の規定により、同条第四項の規定による勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(十三) 第五十六條第七項の規定により、社会福祉法人に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解職を勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(十四) 第五十六條第九項の規定により、職員を指定し、弁明の機会を与えること(他課の所管に係るものを除く。)</li> <li>(十五) 第五十七條の規定により、社会福祉法人に対し、その行う公益事業又は収益事業の停止を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)</li> </ul>



- (五) 質問させること(他課の所管に係るものを除く)。  
 第十一条第二項の規定により、自立支援給付対象サービス等を行った者等に対し、必要と認める事項の報告等を命じ、又は当該職員に質問させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (六) 第三十六条の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を行うこと。
- (七) 第三十七条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請を受け付けること。
- (八) 第三十八条第一項の規定による指定障害福祉サービスの指定を行うこと。
- (九) 第四十一条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新を行うこと。
- (十) 第四十六条第一項及び第二項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定に係るサービス事業所の名称等の変更又はその事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受け付けること。
- (十一) 第四十六条第三項の規定による指定障害福祉サービスの設置者の住所等の変更の届出を受け付けること。
- (十二) 第四十七条の規定による指定障害福祉サービスの辞退を受け付けること。
- (十三) 第四十七条の二第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者等の連絡調整又は助言その他の援助を行うこと。
- (十四) 第四十八条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者等に対し、報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十五) 第四十八条第三項で準用する同条第一項の規定により、指定障害福祉サービスの設置者等に対し、必要と認める事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十六) 第四十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十七) 第四十九条第二項の規定により、指定障害福祉サービスの設置者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十八) 第四十九条第三項の規定により、勧告を受けた指定事業者等がその勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十九) 第四十九条第四項及び第五項の規定により、勧告を受けた指定事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。
- (二十) 第五十条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (二十一) 第五十条第三項で準用する同条第一項の規定により、指定障害福祉サービスの指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

- (二十二) 第五十一条の規定により、必要な公示を行うこと。
- (二十三) 第五十一条の二第二項又は第三項の規定による指定事業者等からの業務管理体制の整備に関する届出又は届出事項の変更の届出を受け付けること。
- (二十四) 第五十一条の三第一項の規定により、指定事業者等に対し、業務管理体制の整備に関して必要と認める事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十五) 第五十一条の四第一項の規定により、業務管理体制の整備に関する届出をした指定事業者等に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十六) 第五十一条の四第二項の規定により、勧告を受けた指定事業者等がその勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十七) 第五十一条の四第三項及び第四項の規定により、勧告を受けた指定事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。
- (二十八) 第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者の指定をすること。
- (二十九) 第五十一条の二十一第一項に規定する指定一般相談支援事業者の指定の更新を行うこと。
- (三十) 第五十一条の二十五第一項又は第二項の規定による指定一般相談支援事業所の名称等の変更若しくは事業の再開又は事業の廃止若しくは休止の届出を受け付けること。
- (三十一) 第五十一条の二十六第一項において準用する第四十七条の二第一項の規定により、指定一般相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は指定一般相談支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うこと。
- (三十二) 第五十一条の二十七第一項の規定により、指定一般相談支援事業者等に対し、必要と認める事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (三十三) 第五十一条の二十八第一項の規定により、指定一般相談支援事業者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (三十四) 第五十一条の二十八第三項の規定により、勧告を受けた指定一般相談支援事業者がその勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (三十五) 第五十一条の二十八第四項及び第五項の規定により、勧告を受けた指定一般相談支援事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。
- (三十六) 第五十一条の二十九第一項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (三十七) 第五十一条の三十第一項の規定により、公示を行うこと。
- (三十八) 第五十一条の三十一第二項又は第三項の規定による指定相談支援事業者からの業務管理体制の整備に関する届出又は届出事項の変更の届出を受け付けること。
- (三十九) 第五十一条の三十二第一項の規定により、指定相談支援事業者

者に対し、業務管理体制の整備に必要と認める事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)

第五十一条の第三十三第一項の規定により、業務管理体制の整備に関する届出をした指定相談支援事業者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)

第五十一条の第三十三第二項の規定により、勧告を受けた指定相談支援事業者がその勧告に従わなかった旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

第五十一条の第三十三第三項及び第四項の規定により、勧告を受けた指定相談支援事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。

第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を行うこと(精神通院医療を除く。)

第六十条第一項に規定する指定自立支援医療機関の指定の更新を行うこと(精神通院医療を除く。)

第六十四条の規定による指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の名称等の変更の届出を受け付けること(精神通院医療を除く。)

第六十六条第一項の規定により、指定自立支援医療機関又は指定自立支援医療機関の開設者、管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者に対し、必要と認める事項の報告等を命じ、関係者に対し、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその設備等を検査させること。

第六十六条第三項の規定により、市町村等の自立支援医療費の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めること。

第六十七条第一項の規定により、指定自立支援医療機関の開設者に対し、勧告すること(精神通院医療を除く。)

第六十七条第二項の規定により、勧告を受けた指定自立支援医療機関の開設者がその勧告に従わなかった旨を公表すること(精神通院医療を除く。)

第六十七条第三項及び第四項の規定により、勧告を受けた指定自立支援医療機関の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること(精神通院医療を除く。)

第六十九条の規定により、必要な公示を行うこと(精神通院医療を除く。)

第七十三条第一項の規定により、公費負担医療機関の診療内容及び自立支援医療費等の請求を審査し、自立支援医療費等の額を決定すること。

第七十九条第二項の規定による障害福祉サービス事業等の開始の届出を受け付けること。

第七十九条第三項の規定による障害福祉サービス事業等の変更の届出を受け付けること。

第八十一条第一項の規定により、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業若しくは移動支援事業を行う者又は地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者に対し、必要と認める事項の報告等を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその設備等を立入検査

させること。

第八十二条第一項の規定により、事業の制限又は停止を命ずること。

第八十二条第二項の規定により、施設の設備若しくは運営の改善又は事業の停止若しくは廃止を命ずること。

第三十三条の規定により、審査請求人若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師等に診断その他の調査をさせること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第三十五号)附則第二条第一項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされた地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第五十一号)による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十一条の規定により、自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部の徴収を行うこと。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)に基づく次の事務

第四十条の規定により、指定自立支援医療機関の開設者からの辞退申出を受け付けること(精神通院医療を除く。)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく次の事務

第十九条の四第二項の規定により、同項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる判定、診断等の職務を指定すること。

第十九条の八の規定により、県が設置する精神科病院に代わる施設として指定すること。

第三十三条の六第一項の規定により、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして精神科病院を指定すること。

第三十八条の六第一項の規定により、精神科病院の管理者に対し、入院中の者の症状等について報告を求め、若しくは関係書類の提出を命じ、職員等に立入検査を行わせ、若しくは質問させ、又は指定医に入院中の者を診察させること。

第三十八条の六第二項の規定により、精神科病院の管理者等に対し、入院に必要な手続に関し報告を求め、又は帳簿書類の提出等を命ずること。

第三十八条の七第一項の規定により、精神科病院の管理者に対し、入院中の者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずること。

第三十八条の七第二項の規定により、精神科病院の管理者に対し、入院している者を退院させることを命ずること。

第三十八条の七第三項の規定により、同条第二項の規定による命令に従わなかった旨を公表すること。

第四十条の五第一項の規定により、第四十条の二第一項の措置又は第四十条の三第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出に関し、精神科病院の管理者に対し、報告を求め、若しくは関係書類の提出を命じ、職員等に立入検査を行わせ、若しくは質問させ、又は指定医に入院中の者を診察させること。

第四十条の六第一項の規定により、精神科病院の管理者に対し、虐待防止等に係る必要な措置を採ることを命ずること。

- (四) 第四十条の六第二項の規定により、同条第一項の規定による命令に従わなかった旨を公表すること。
- 七 群馬県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年群馬県条例第二十二号)に基づく次の事務
  - (一) 第五条第二項の規定により、心身障害者扶養共済制度への加入を承認すること。
  - (二) 第七条第三項の規定により、口数追加を承認すること。
  - (三) 第八条第四項の規定により、掛金の額を減額すること。
  - (四) 第九条第一項の規定により、年金の給付を決定すること。
  - (五) 第十条第六項及び第七項の規定により、年金管理者を変更し、又は指定すること。
  - (六) 第十一条の規定により、年金の支給を停止すること。
  - (七) 第十二条の規定により、年金給付の支払を差し止めること。
  - (八) 第十五条第一項の規定により、弔慰金の給付を決定すること。
  - (九) 第十五条の二第一項の規定により、脱退一時金の給付を決定すること。
  - (十) 第十六条第一項の規定により、年金の全部又は一部を支給しないこと。
  - (十一) 第十六条第二項の規定により、弔慰金を支給しないこと。
  - (十二) 第十七条の規定により、年金又は弔慰金の額の全部又は一部を返還させること。
- 八 群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年群馬県規則第十二号)に基づく次の事務
  - (一) 第三条第三項の規定により、加入等承認通知書又は加入等承認通知書を交付すること。
  - (二) 第三条第四項の規定により、群馬県心身障害者扶養共済制度加入証書又は群馬県心身障害者扶養共済制度口数追加証書を交付すること。
  - (三) 第四条第三項の規定により、掛金免除決定通知書を交付すること。
  - (四) 第五条第四項の規定により、掛金減額決定通知書又は掛金減額申請不承認通知書を交付すること。
  - (五) 第六条第二項の規定により、年金給付決定通知書及び群馬県心身障害者扶養共済制度年金証書又は年金(加算額)不支給決定通知書を交付すること。
  - (六) 第七条の規定により、群馬県心身障害者扶養共済制度加入証書若しくは群馬県心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は群馬県心身障害者扶養共済制度年金証書を再交付すること。
  - (七) 第八条第一項の規定により、年金支給停止決定通知書を交付すること。
  - (八) 第八条第二項の規定により、年金支給停止解除決定通知書を交付し、年金の給付を行うこと。
  - (九) 第九条第二項の規定により、弔慰金給付決定通知書又は弔慰金(加算額)不支給決定通知書を交付すること。
  - (十) 第九条の二第二項の規定により、脱退一時金給付決定通知書を交付すること。
- 九 人にやさしい福祉のまちづくり条例(平成十五年群馬県条例第

- (十五号)に基づく次の事務
  - (一) 第二十四条第二項の規定により、生活関連施設の整備基準への適合を審査し、適合証を交付すること。
  - (二) 第三十一条第一項の規定により、勧告の内容等を公表すること。
  - (三) 第三十一条第二項の規定により、公表の理由を第三十条の規定による勧告を受けた者に対し、通知すること。
  - 十 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成十年厚生省令第十二号)に基づく次の事務
    - (一) 第三条第一項に規定する養成施設の指定を行うこと。
    - (二) 第四条第一項に規定する指定養成施設の変更の申請を承認すること。
    - (三) 第四条第二項に規定する指定養成施設の変更の届出を受け付けること。
    - (四) 第八条第一項又は第二項の規定により、指定養成施設を設置者又は長に対して報告を求め、又は必要な指示をすること。
    - (五) 第九条の規定により、指定養成施設の指定を取り消すこと。
    - (六) 第十条に規定する指定養成施設の指定取消しの申請書を受け付けること。

- 別表第三第三号の表環境森林部の部環境保全課の項第五号(一)中「命ずる」を「命じ、同項による土壌汚染状況調査の結果の報告を受け付ける」に改め、同号(二)中「命ずる」を「命じ、同項による土壌汚染状況調査の結果の報告を受け付ける」に改め、同号中(三)を(四)とし、(四)から(五)までを(六)から(七)までとし、(六)を(八)とし、その次に次のように加える。
  - (一) 第二十三条第三項の規定により、汚染土壌処理業に係る軽微な変更の届出を受け付けること。
  - (二) 第二十三条第四項の規定による汚染土壌処理業の休止、廃止又は再開の届出を受け付けること。
  - (三) 別表第三第三号の表環境森林部の部環境保全課の項第五号(八)を同号(九)とし、その次に次のように加える。
    - (一) 第二十二条第九項の規定により、汚染土壌処理施設の事故等の届出を受け付けること。
    - (二) 別表第三第三号の表環境森林部の部環境保全課の項第五号(七)を同号(八)とし、その次に次のように加える。
      - (一) 第十六条第一項から第三項までの規定による汚染土壌の搬出の届出を受け付けること。
      - (二) 第十六条第一項の規定により、土壌が環境省令で定める基準に適合すると認めること。
      - (三) 第十六条第四項の規定により、汚染土壌の搬出時の届出をした者に対し、措置をとるべきことを命ずること。

- (四) 第十九条の規定により、汚染土壌の適正な運搬及び処理のために必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (五) 第二十条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定により、汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出を受け付けること。
- 別表第三三号の表環境森林部の部環境保全課の項第五号(五)を同号(三)とし、同号(五)の次に次のように加える。
  - (六) 第十二条第一項から第四項までの規定による土地の形質の変更の届出を受け付けること。
  - (七) 第十二条第一項第一号の規定により、環境省令で定める基準に適合する旨の確認をすること。
  - (八) 第十二条第五項の規定により、土地の形質の変更の届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずること。
  - (九) 第十四条第一項の規定による指定の申請を受け付けること。
  - 別表第三三号の表環境森林部の部環境保全課の項第六号に次のように加える。
    - (一) 第四十三条第一号の規定により、地表から一定の深さまでに帯水層がない旨の確認をすること。
    - (二) 第四十三条第三号の規定により、実施措置と一体として行われる土地の形質の変更が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。
    - (三) 第四十三条第四号の規定により、土地の形質の変更が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。
    - (四) 第四十四条第四項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、地表から一定の深さまでに帯水層がない旨の確認に条件を付すること。
    - (五) 第四十四条第五項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、地表から一定の深さまでに帯水層がない旨の確認をすること。
    - (六) 第四十四条第五項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、地表から一定の深さまでに帯水層がない旨の確認を取り消し、その旨を通知すること。
    - (七) 第五十条第一項第一号の規定により、地表から一定の深さまでに帯水層がない旨の確認をすること。
    - (八) 第五十条第三号の規定により、土地の形質の変更が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。
    - (九) 第五十二条の五第一項の規定により、施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出を受け付けること。
    - (十) 第五十二条の六第一項及び第二項の規定により、施行管理方針の変更の届出を受け付けること。
    - (十一) 第五十二条の七第一項の規定により、施行管理方針の廃止の届出を受け付けること。

- (四) 第五十二条の八第一項の規定により、施行管理方針の確認を取り消すこと。
- (五) 第五十九条の二第二項第三号イの規定により、要措置区域等に搬入された土壌に係る届出を受け付けること。
- 別表第三三号の表環境森林部の部環境保全課の項第七号中(一)を(四)とし、その前に次のように加える。
  - (一) 第五条第二十号ただし書の規定により、一年間継続して地下水基準に適合している旨の確認をすること。
  - (二) 第五条第二十一号ロの規定により、一年間継続して大気有害物質を許容限度を超えて排出していない旨の確認をすること。
  - (三) 第十三条第三項の規定により、許可の取消し等の場合の措置結果報告を受け付けること。

別表第三三号の表農政部の部農政課の項第一号を次のように改める。

- 一 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)に基づく次の事務
  - (一) 第三十二条の規定により、農林漁業体験民宿業団体を指定すること。
  - (二) 第三十五条の規定により、農林漁業体験民宿業団体の指定を取り消すこと。

別表第三三号の表農政部の部農政課の項に次の十二号を加える。

- 二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)に基づく次の事務
  - (一) 第八条第四項の規定により、所有権移転等促進計画を承認すること。
- 三 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成二十六年法律第七十八号)に基づく次の事務
  - (一) 第五条第一項の規定により、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を定めること。
  - (二) 第六条第四項の規定により、市町村が作成した農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の協議を受けること。

四 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)に基づく次の事務

- (一) 第七条第一項の規定により、普通肥料を登録すること。
- (二) 第十二条第二項の規定により、普通肥料登録の有効期間を更新すること。
- (三) 第十三条の規定により、普通肥料登録証の書替交付又は再交付をすること。
- (四) 第十六条の二の規定により、指定混合肥料の生産又は輸入に関する事業の開始、変更又は廃止の届出を受け付けること。
- (五) 第十九条第二項の規定により、事故肥料の譲渡を許可すること。
- (六) 第二十二条の規定により、特殊肥料の生産又は輸入に関する事業の開始、変更又は廃止の届出を受け付けること。
- (七) 第二十三条の規定により、肥料販売業務に関する事業の開始、変更又は廃止

- の届出を受け付けること。
- (八) 第二十九条第一項及び第三項の規定により、生産業者等からその業務に関し報告を徴すること。
- (九) 第三十条第一項及び第三項の規定により、肥料検査員に生産業者等の事業場等への立入検査を行わせ、又は肥料等を収去させること。
- (十) 第三十条第七項の規定により、収去した肥料等の検査の結果の概要を公表すること。
- (十一) 第三十一条第二項の規定により、販売業者等に対し、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又は生産業者について肥料の登録を取り消すこと。
- (十二) 第三十一条第三項の規定により、同条第二項に規定する生産業者等に対し、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すこと。
- (十三) 第三十三条第一項の規定により、聴聞を行うこと。
- 五 地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)に基づく次の事務
  - (一) 第四条第一項の規定により、地力増進地域を指定すること。
  - (二) 第六条第一項の規定により、地力増進対策指針を定めること。
- 六 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)に基づく次の事務
  - (一) 第二十二條の三第一項の規定により、総合防除計画を定めること。
  - (二) 第二十四条第二項及び第三項の規定により、指定有害動植物の異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定め、これを変更したときは、これを告示するとともに、その旨を国に報告すること。
  - (三) 第二十九条第一項の規定により、植物を檢疫し、又は有害動物若しくは有害植物の駆除又はまん延防止のための措置をとること。
- 七 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)に基づく次の事務
  - (一) 第十七条第一項の規定により、販売者の届出を受け付けること。
  - (二) 第十七条第二項の規定により、販売者の届出事項の変更に係る届出を受け付けること。
  - (三) 第二十九条第一項及び第三項の規定により、販売者若しくは水質汚濁性農薬の使用若しくは、農薬の販売若しくは使用に関し報告を命じ、又は職員に検査のため必要な農薬若しくはその原料を集取させ、若しくは立入検査を行わせること。
  - (四) 第三十一条第四項の規定により、販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止すること。
- 八 農薬取締法施行令(昭和四十六年政令第五十六号)第四条の規定により知事が行うこととされた農薬取締法に基づく次の事務
  - (一) 第二十九条第一項及び第三項の規定により、農薬使用者に対し、農薬の使用

- に關し報告を命じ、又は職員に検査のため必要な農薬若しくはその原料を集取させ、若しくは立入検査を行わせること。
- (二) 第三十一条第二項の規定により、販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止すること。
- 九 群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例(平成十四年群馬県条例第五十四号)に基づく次の事務
  - (一) 第十二条の規定により、農産物の出荷団体又は農薬使用者に対し、農産物の出荷若しくは販売の停止又は回収の勧告をすること。
  - (二) 第十三条第一項の規定により、販売者又は農薬使用者に対し、その業務若しくは農薬の使用に關し報告をさせ、又は職員に立入検査を行わせること。
  - (三) 第十四条第一項の規定により、販売者又は農薬使用者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 十 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)に基づく次の事務
  - (一) 第十条の規定により、勧告すること。
  - (二) 第十二条の規定により、調査測定を実施し、その結果を公表すること。
- 十一 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)に基づく次の事務
  - (一) 第四条の二第五項及び第五條第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずること。
  - (二) 第五条第六項の規定により、家畜の所有者又はその組織する団体に対し、監視伝染病の発生予防のために必要な助言及び指導を行うこと。
  - (三) 第六条の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について家畜防疫員の注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずること。
  - (四) 第十条第一項及び第二項の規定により、伝染性疾病の病原体により汚染された場所等の消毒について必要な措置を講ずること。
  - (五) 第十条第三項の規定により、通行を制限し、又は遮断すること。
  - (六) 第十七条第二項の規定により、家畜防疫員に患畜等を殺処分させること。
  - (七) 第十七条の二第五項の規定により、指定家畜を所有する者に対し、当該指定家畜を殺すべき旨を命ずること。
  - (八) 第十七条の二第六項の規定により、家畜防疫員に指定家畜を殺処分させること。
  - (九) 第三十二条第一項の規定により、家畜等の移動、移入若しくは移出を禁止し、又は制限すること。
  - (十) 第三十三条の規定により、家畜集合施設の開催等を停止し、又は制限すること。

- (四) 第三十四条の規定により、家畜の放牧等を停止し、又は制限すること。
- (五) 第五十条の規定により、動物用生物学的製剤の使用を許可すること。
- 十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく次の事務（農林水産大臣の所管に係るものに限る。）

- (一) 第三十三条第一項の規定により、配置販売業者等の身分証明書を交付すること。
- (二) 第三十六条の八第二項の規定により、販売従事登録（その消除を含む。）を行うこと。

- (三) 第七十条第一項及び第二項の規定により、医薬品等を業務上取り扱う者に対し、医薬品等の廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命じ、又は職員に廃棄等の処分をさせること。

- (四) 第七十二条第四項の規定により、医薬品の販売業者等に対し、構造設備の改善を命じ、又は施設の全部若しくは一部を使用することを禁止すること。

- (五) 第七十四条の規定により、配置販売業者に対し、配置員による配置販売の業務の停止を命ずること。

- (六) 第七十五条第一項の規定により、医薬品等の販売業の許可を取り消し、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

十三 その他の事務

- (一) 農産物安全検査事業に係る実施計画を策定し、実施すること。

- (二) 馬鈴しょ原種ほ及び採取ほ設置を承認すること。

- (三) 群馬県特別栽培農産物認証制度の確認機関の認定又は取消しを行うこと。

- (四) 群馬県指定農薬の指定を行うこと。

- (五) 群馬県農業管理指導士を認定し、又は取り消すこと。

別表第三第三号の表農政部の部農業構造政策課の項第十三号【中】中「（農業事務所長委任に係るものを除く。）の実施計画を承認すること」を「に係る実施計画を承認すること（農業事務所長委任に係るものを除く。）」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 農業協同組合法に基づく次の事務

- (一) 第十条第十八項に規定する農業協同組合の指定を行うこと。

- (二) 第四十四条第二項の規定による農業協同組合（農業事務所長への委任に係るものを除く。）の定款の変更の認可をすること。

- (三) 第五十条の二第三項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可をすること。

- (四) 第五十九条第二項に規定する農業協同組合設立に関する報告書を徴すること。
- (五) 第六十四条の二第二項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、休眠組合に対し、事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告すること。

- (六) 第六十四条の二第二項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、休眠組合に対し、事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を通知すること。

- (七) 第七十条第二項において準用する第六十五条第二項に規定する農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可をすること。

- (八) 第九十三条第一項の規定により、農業協同組合若しくは農事組合法人から必要な報告を徴し、又は農業協同組合若しくは農事組合法人に対し、資料の提出を命ずること。

- (九) 第九十三条第二項の規定により、組合の子会社等に対し、報告又は資料の提出を求めること。

- (十) 第九十四条の規定により、農業協同組合又は農事組合法人の業務又は会計の状況を検査すること。

- (十一) 第九十四条の二第一項の規定により、信用事業又は共済事業を行う農業協同組合に対し、その信用事業若しくは共済事業の健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずること。

- (十二) 第九十五条第一項の規定により、法令等に違反した農業協同組合又は農事組合法人に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。

別表第三第三号の表農政部の部技術支援課の項及び蚕糸園芸課の項を削り、同部農業構造政策課の項の次に次のように加える。

米麦畜産課

- 一 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく次の事務

- (一) 第三条の三第一項の規定により、群馬県家畜改良増殖計画を定めること。

- (二) 第八条第二項の規定により、種畜の公示をすること。
- (三) 第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を開催し、修業試験を行うこと。

- 二 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）に基づく次の事務

- (一) 第二条第二項の規定により、地方の臨時検査の期日、場所その他必要な事項を公表すること。

- (二) 第十条第一項又は第二項の規定により、種畜証明書の書換交付又は再交付をすること。

- 三 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）に基づく次の事務

- (一) 第三条の規定により、家畜市場の登録をすること。
- (二) 第九条の規定により、家畜市場登録証の書換交付又は再交付をすること。

- (三) 第十八条第一項の規定により、家畜市場の登録を取り消すこと。
- (四) 第十八条第二項の規定により、家畜市場の開場の停止を命じ、又は登録を取り消すこと。

- (五) 第十八条の二の規定により、家畜市場における家畜取引の業



- 務の停止を命ずること。
- (六) 第二十九条第一項の規定により、家畜市場開設者等に対し、その業務又は家畜取引の状況に関し報告をさせること。
- (七) 第二十九条第二項の規定により、職員に家畜市場等への立入検査を行わせること。
- 四 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)に基づく次の事務
  - (一) 第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を開催すること。
  - (二) 第四条の二第二項の規定により、家畜商講習会の修了証明書を交付すること。
- 五 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)に基づく次の事務
  - (一) 第二条の三第一項及び第五項の規定により、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画を作成し、又は変更すること。
  - (二) 第十条第一項の規定により、酪農事業施設の設置を承認すること。
  - (三) 第十二条第一項の規定により、酪農事業施設の変更を承認すること。
  - (四) 第二十五条第一項の規定により、牛乳又は乳製品の生産等の事業を行う者からその業務に関し必要な報告を求め、又は職員に、事務所等への立入検査を行わせること。
- 六 養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)に基づく次の事務
  - (一) 第七条第四項の規定により、ふ化業者の登録を公示すること。
- 七 養蜂振興法(昭和三十年法律第八十号)に基づく次の事務
  - (一) 第四条第一項の規定により、転飼養蜂を許可すること。
- 八 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和五十一年政令第九十八号)第十一條第三項及び第四項の規定により知事が行うこととされた飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)に基づく次の事務
  - (一) 第五十六条第一項の規定により、職員に、製造業者等の事業場等への立入検査を行わせ、又は飼料等を収去させること。
  - (二) 第五十六条第七項の規定により、収去した飼料等の試験の結果の概要を公表すること。
- 九 群馬県種畜検査条例(昭和二十七年群馬県条例第十七号)に基づく次の事務
  - (一) 第五条第二項の規定により、種畜定期検査の期日及び場所を告示すること。
- 十 畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)に基づく次の事務
  - (一) 第二十九条第二項の規定により、加工原料乳等の生産者等に対し、必要な事項の報告を求め、又は職員に、事務所等への立入検査をさせること。
- 十一 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百二十二号)に基づく次の事務
  - (一) 第八条の規定により、家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画を定め、又はこれを変更すること。
- 十二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律

- 第三十四号)に基づく次の事務
  - (一) 第三条第三項の規定により、畜舎建築利用計画の認定をすること。
  - (二) 第三条第四項の規定により、畜舎建築利用計画の認定をしないこと。
  - (三) 第三条第六項の規定により、認定を受けた者に通知をすること。
  - (四) 第四条第三項において準用する第三条第三項の規定により、畜舎建築利用計画の変更の認定をすること。
  - (五) 第四条第三項において準用する第三条第四項の規定により、畜舎建築利用計画の変更の認定をしないこと。
  - (六) 第四条第三項において準用する第三条第六項の規定により、認定を受けた者に通知をすること。
  - (七) 第六条第二項ただし書の規定により、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めること。
  - (八) 第十条第一項の規定による認定畜舎等の譲渡及び譲受けについて認可をすること。
  - (九) 第十条第二項の規定による認定計画実施者である法人が合併により消滅することについて認可をすること。
  - (十) 第十条第三項の規定による認定計画実施者である法人が分割により認定畜舎等を承継させることについて認可をすること。
  - (十一) 第十条第五項の規定により、建築基準法令の規定に適合していることを確認すること。
  - (十二) 第十一条第二項の規定により、建築基準法令の規定に適合していることを確認すること。
  - (十三) 第十四条第一項の規定により、認定畜舎等に関することについて報告を求めること。
  - (十四) 第十四条第二項の規定により、認定畜舎等に関する帳簿、書類その他の物件の提出を求めること。
  - (十五) 第十四条第三項の規定により、職員に認定畜舎等への立入検査等を行わせること。
  - (十六) 第十五条第一項から第三項までの規定により、違反を是正するために必要な措置を命ずること。
  - (十七) 第十五条第四項の規定により、失効畜舎等の使用の停止又は保安上の措置を命ずること。
  - (十八) 第十五条第五項の規定により、措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。
  - (十九) 第十六条第二項の規定により、認定を取り消すこと。
  - (二十) 第十六条第三項の規定により、認定が効力を失ったこと又は認定を取り消したことを通知するとともに、その旨を公表すること。
  - (二十一) 第十六条第四項後段の規定による建築基準法令の規定に適合していることの確認をすること。
  - (二十二) 第十八条第一項の規定により、工事の施工中に使用されている認定畜舎等に対して必要な措置を命ずること。
  - (二十三) 第二十条第一項の規定により、主務大臣に必要な助言又は援助を求めること。

- 十三 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和三年農林水産省・国土交通省令第六号)に基づく次の事務
  - (一) 第七十一条第二項、第七十二条第四項又は第七十六条第二項の規定により、通知書を交付すること。
- 十四 群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則(令和四年群馬県規則第三十三号)に基づく次の事務
  - (一) 第七条第二項の規定により、認定通知書を交付すること。
  - (二) 第七条第三項の規定により、不認定通知書を交付すること。
  - (三) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律百十三号)に基づく次の事務
    - (一) 第七条の三の規定により、県内のみ事業所等がある事業者に対し、勧告及び命令を行うこと。
    - (二) 第五十二条第一項の規定により、県内のみ事業所等がある事業者に対し、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- 十五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく次の事務(食品・生活衛生課の所管に係るものを除く。)
  - (一) 第九条第一項の規定により、米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。
  - (二) 第九条第二項の規定により、勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたとき、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
  - (三) 第十条第一項の規定により、米穀事業者等に対し、必要な報告を求め、又は職員に、事業所等への立入検査を行わせ、若しくは関係者に質問させること。
- 十七 農産物検査法施行令第五条第一項の規定により知事が行うこととされた農産物検査法に基づく次の事務
  - (一) 第十六条の規定により、表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還の要求をすること。
  - (二) 第十七条第一項の規定による登録検査機関の登録申請の受付及び当該登録に係る同条第六項の規定による公示をすること。
  - (三) 第十七条第七項又は第八項の規定による登録検査機関の変更等届出の受付及び当該届出に係る同条第九項の規定による公示をすること。
  - 四 第十八条第三項において準用する第十七条第一項の規定による登録検査機関の登録更新申請の受付並びに同条第二項の規定による更新及び当該更新に係る同条第六項の規定による公示をすること。
  - (五) 第十八条第四項の規定により、登録検査機関の登録効力失効に係る公示をすること。
  - (六) 第十九条第二項の規定による登録検査機関の変更登録申請の受付並びに同条第三項において準用する第十七条第二項の規定による変更登録及び当該変更登録に係る同条第六項の規定による公示をすること。
  - (七) 第二十条第三項の規定により、登録検査機関の報告を受け付けること。
  - (八) 第二十一条第一項の規定による登録検査機関の業務規程の届出の受付及び当該届出に係る同条第二項の規定による業務規程の変更命令をすること。

<p>野菜花 き課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(九) 第二十二條の規定により、登録検査機関に適合命令をすること。</li> <li>(十) 第二十四條第一項から第三項までの規定による登録検査機関の登録の取消しに係る同条第四項の規定による公示をすること。</li> <li>(十一) 第二十四条第二項の規定による登録検査機関の農産物検査の業務の停止命令に係る同条第四項の規定による公示をすること。</li> <li>(十二) 第三十条第一項の規定による農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者に対する報告及び同条第二項の規定による登録検査機関に対する報告の徴収をすること。</li> <li>(十三) 第三十一条第一項の規定による農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者に関する立入調査及び同条第二項の規定による登録検査機関に関する立入調査を実施すること。</li> <li>(十四) 第三十三条第一項及び第二項の規定による申出の受付並びに必要な調査及び措置を行うこと。</li> <li>十八 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第三十六号)に基づく次の事務           <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第二条第五項の規定により、特別被害地域を指定すること。</li> <li>十九 群馬県農漁業災害対策特別措置条例に基づく次の事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第二十条の規定により、償還条件を変更すること。</li> <li>(二) 第二十一条第一項の規定により、市町村、農業協同組合等から報告を徴し、又は職員に市町村、農業協同組合等の事務所に立ち入り、帳簿等を検査させること。</li> </ul> </li> <li>二十 その他次の事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 米麦畜産振興事業に係る実施計画又は事業計画を承認すること(農業事務所長委任に係るものを除く。)</li> <li>(二) 畜産公共事業の実施計画を承認すること。</li> <li>(三) 生産振興総合対策事業の実施計画を承認すること。</li> <li>(四) 米の需給調整に関すること。</li> <li>(五) 水田農業の経営安定対策に関すること。</li> <li>(六) 主要農作物奨励品種の決定等に関すること。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律百三十三号)に基づく次の事務           <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第五条の規定により、野菜指定産地を指定すべき旨を農林水産大臣に申し出ること。</li> <li>(二) 第八条第一項及び第九条第一項の規定により、生産出荷近代化計画を立て、これを農林水産大臣に提出するとともに、その概要を公表すること。</li> <li>(三) 第八条第五項及び第九条第二項の規定により、生産出荷近代化計画を立てるに当たり農業団体等の意見を聴くこと。</li> <li>二 職員の給与の支給に関する規則に基づく次の事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 第三十条の二の規定により、普及指導員の農林漁業普及指導手当の受給資格を認定すること。</li> </ul> </li> <li>三 その他次の事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 野菜花き振興事業に係る実施計画又は事業計画を承認すること(農業事務所長委任に係るものを除く。)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
--	---

産糸特 産課	<p>(一) 普及指導員の研修計画を決定すること。</p> <p>(二) 普及計画の取りまとめを行うこと。</p>
	<p>一 群馬県産糸技術員登録に関する条例(昭和三十五年群馬県条例第七十一号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三条第二項第一号の規定により、産糸技術員資格試験を実施すること。</p> <p>(二) 第五条の規定により、産糸技術員の登録を取り消すこと。</p> <p>二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第四十八条第二項の規定により、水産業協同組合の定款の変更を認可すること。</p> <p>(二) 第六十四条の規定により、水産業協同組合の設立を認可すること。</p> <p>(三) 第六十六条の二の規定により、水産業協同組合の設立の認可を取り消すこと。</p> <p>四 第六十八条第二項の規定により、水産業協同組合の解散を認可すること。</p> <p>(五) 第六十九条第二項の規定により、水産業協同組合の合併を認可すること。</p> <p>(六) 第二百二十二条第一項の規定により、水産業協同組合から必要な報告を徴し、又は水産業協同組合に対し、資料の提出を命ずること。</p> <p>(七) 第二百二十二条第二項の規定により、組合の子会社等に対し、報告又は資料の提出を求めること。</p> <p>(八) 第二百二十三条第一項又は第二項の規定により、水産業協同組合の業務又は会計の状況を検査すること。</p> <p>(九) 第二百二十三条の二の規定により、水産業協同組合に対し、定款、業務執行方法等の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすること。</p> <p>(十) 第二百二十四条第一項の規定により、水産業協同組合の業務又は会計が法令等に違反すると認めるとき、必要な措置を採るべき旨を命ずること。</p> <p>(十一) 第二百二十四条第二項の規定により、水産業協同組合の業務の停止又は役員の変更を命ずること。</p> <p>(十二) 第二百二十五条第一項の規定により、水産業協同組合の決議、選挙又は当選を取り消すこと。</p> <p>三 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第六十六条第七項の規定により、漁業権行使規則又は入漁権行使規則を認可すること。</p> <p>(二) 第七十二条第六項の規定により、漁業協同組合等に対し、漁業権共有の申請を認可すること。</p> <p>(三) 第七十六条第一項の規定により、漁業権(第二種区画漁業に係るものを除く。以下この号において同じ。)の分割又は変更の免許をすること。</p> <p>四 第七十九条第一項ただし書の規定により、漁業権の移転を認可すること。</p>

<p>(五) 第八十八条第一項の規定により、休業期間中の漁業(第二種区画漁業に係るものを除く。)を営むことを許可すること。</p> <p>(六) 第八十九条第一項の規定により、休業による漁業権の取消しを行うこと。</p> <p>(七) 第九十条第一項による資源管理の状況等の報告を徴すること(第二種区画漁業権に係るものを除く。)</p> <p>(八) 第六十一条から第六十三条までの規定により、他人の土地の使用又は立入り等を許可すること。</p> <p>(九) 第六十五条第一項の規定により、土地又は土地の定着物の使用権の設定に関する協議を認可すること。</p> <p>(十) 第七十条第一項及び第三項の規定により、遊漁規則又はその変更を認可すること。</p> <p>(十一) 第七十六条第一項の規定により、漁業(第二種区画漁業を除く。)に関し必要な報告を徴し、又は職員に漁場、事務所等への立入検査を行わせること。</p> <p>(十二) 第七十六条第二項の規定により、職員を他人の土地(第二種区画漁業に係るものを除く。)に立ち入つて、測量し、検査し、又は障害物を移転し、若しくは除去させること。</p> <p>四 漁業登録令(昭和二十六年政令第二百九十二号)に基づく次の事務(第二種区画漁業を除く。)</p> <p>(一) 第十条第一項の規定により、免許漁業原簿及び漁業図の謄本又は抄本を交付すること。</p> <p>五 その他次の事務</p> <p>(一) 産糸特産振興事業に係る実施計画又は事業計画を承認すること(農業事務所長委任に係るものを除く。)</p> <p>(二) 鳥獣被害防止総合対策交付金の事業実施計画を承認すること。</p> <p>(三) 鳥獣被害対策地域支援事業の実施計画を承認すること。</p>	<p>別表第三第三号の表農政部の部畜産課の項を削り、同部農村整備課の項第十一号から第十三号までを削り、同表産業経済部の部労働政策課の項第十号中(一)から(五)までを次のように改める。</p> <p>(一) 第六十条の規定により、総会招集の承認をすること。</p> <p>(二) 第七十一条第六項において準用する第六十条の規定により、総代会招集の承認をすること。</p> <p>(三) 第九十四条の三の規定により、特定労働者協同組合を認定すること。</p> <p>(四) 第九十四条の九第一項の規定により、特定労働者協同組合の主たる事務所の所在場所の変更を認定すること。</p> <p>(五) 第九十四条の十九第一項又は第二項の規定により、特定労働者協同組合の認定を取り消すこと。</p> <p>別表第三第三号の表産業経済部の部労働政策課の項第十号(六)を削り、同号中(七)を(六)とし、(八)から(十)までを(七)から(九)までとし、同号に次のように加える。</p> <p>(六) 附則第二十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に</p>
---	---

より、特定非営利活動に係る事業に該当することを確認すること。

(五) 附則第二十条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、特定非営利活動に係る事業に該当することの確認を取り消すこと。

別表第三第三号の表県土整備部の部建築課の項第五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第五農業事務所の項第十号中(六)を(七)とし、(九)から(壘)までを(十)から(壘)までとし、(八)の次に次のように加える。

(九) 第八十七条の四第二項の規定により、関係市町村長と協議するとともに、土地改良施設の管理者と協議すること。

別表第五農業事務所の項第十九号(一)中「第十八条第五項」を「第十八条第一項」に、「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同号(二)中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同号(三)を次のように改める。

(二) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十六号)附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条の二第三項の規定により、農地中間管理機構の協議に同意すること。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---